

【参考資料】目次

参考資料	資料	頁
1-①	宮城県内に主たる事務所を有するNPO法人の認証・認定(特定認定)状況について(R2年度末)	1
1-②	宮城県内の特定非営利活動法人の主な活動分野について	3
1-③	宮城県内の特定非営利活動法人の活動分野について(令和3年3月末現在)	5
1-④	宮城県内の公益法人・一般法人数	7
1-⑤	令和2年度宮城県民間非営利活動促進委員会について	9
1-⑥	みやぎNPOプラザの事業実施状況・予定について(令和2年度)	11
1-⑦	県有遊休施設の有効利用によるNPOの拠点づくり事業	13
1-⑧	県有遊休施設の有効利用によるNPOの拠点づくり事業 施設一覧	15
1-⑨	令和2年度 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業(補助事業)一覧	17
1-⑩	令和2年度 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業(委託事業)一覧	21
1-⑪	令和2年度 NPO等による心の復興支援事業(補助事業)一覧	23
1-⑫	NPO活動促進事業について	27
1-⑬	令和2年度プロボノ普及啓発セミナー アンケート集計結果	29
1-⑭	NPO推進事業発注ガイドラインに基づくNPO推進事業	37
1-⑮	NPO等における専門家相談支援事業助成金について	39
2-①	宮城県内に主たる事務所を有するNPO法人の認証・認定(特定認定)状況について(R3. 6末)	41
2-②	みやぎNPOプラザの指定管理者募集について	43
2-③	宮城県民間非営利活動促進委員会 拠点部会の開催状況	45
2-④	NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業の概要	47
2-⑤	令和3年度 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業(補助事業)一覧	49
2-⑥	NPO等による心の復興支援事業の概要	51
3	宮城県の民間非営利活動を促進するための条例	53
4	宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱	57
5	Web会議システムを利用した会議への出席について	59



宮城県内に主たる事務所を有するNPO法人の認証・認定(特例認定)状況について

1 NPO法人の認証数

年度末	宮城県 所轄分 [A]	認証事務等所管別内訳 ([A]の再掲)				仙台市 所轄分 [B]	合計 (A+B)
		宮城県	栗原市	大崎市	登米市		
H10末	6	6					6
H11末	42	42					42
H12末	77	77					77
H13末	113	113					113
H14末	160	160					160
H15末	243	243					243
H16末	325	325					325
H17末	396	396					396
H18末	444	444					444
H19末	477	477					477
H20末	503	503					503
H21末	546	546					546
H22末	586	586					586
H23.4.1	586	567	19				586
H23末	627	608	19				627
H24.4.1	284	265	19			363	647
H24末	321	302	19			388	709
H25.4.1	321	272	19	30		388	709
H25末	354	301	19	34		419	773
H26末	369	315	19	35		416	785
H27末	386	305	19	39	23	421	807
H28末	392	311	20	38	23	413	805
H29末	408	326	19	39	24	412	820
H30末	414	330	20	38	26	412	826
R1末	417	333	20	37	27	402	819
R2末	411	325	20	39	27	409	820

(注1) 特定非営利活動促進法(NPO法)の改正(H24.4.1施行)により、複数の都道府県に事務所がある法人の所轄庁が内閣府から都道府県となった。

(注2) NPO法の改正により、政令指定都市も所轄庁となったため、仙台市の区域のみに事務所がある法人は、仙台市の所轄庁となった。

(注3) 事務処理の特例に関する条例により、認証事務等の権限をH23.4.1から栗原市に、H25.4.1から大崎市に、H27.4.1から登米市にそれぞれ移譲している。

※R1年度末→R2年度末の増減内訳

- ・ 県：新設6－転出1－解散11－大崎市へ権限委譲2＝－8
- ・ 栗原市：変動無し ・ 大崎市：宮城県から権限委譲2＝＋2
- ・ 登米市：変動無し
- ・ 仙台市：新設15＋転入2－解散9－取消1＝＋7

## 2 認定（特例認定）NPO法人

- NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして、所轄庁の認定を受けた法人。
- 認定（特例認定）法人になると、当該法人に対し寄附をした者に対する税制上の優遇措置（寄附金控除）があるほか、法人自身も税制上の優遇措置を受けることが出来る（特例認定NPO法人を除く）。
- 認定の有効期間は、認定NPO法人は5年（有効期間の更新可）、特例認定NPO法人は、3年（有効期間の更新不可）。
- NPO法の改正により、H24.4.1 から認定（特例認定）NPO法人の所轄庁が都道府県及び政令指定都市となった。

- 認定（特例認定）NPO法人数（令和3年3月末現在）

所轄庁	認定NPO法人			特例認定 NPO法人
	国税庁認定	所轄庁認定	計	
宮城県	0	9	9	0
仙台市	0	18	18	0
計	0	27	27	0

※所轄庁認定による全国の認定（特例認定）状況（令和3年3月31日現在）  
 認定 1,168法人 特例認定 42法人 合計 1,210法人

### ※県所轄庁の認定特定非営利活動法人

- ・ 特定非営利活動法人さわおとの森  
 （主たる事務所：利府町，認定日：平成25年7月19日，  
 認定期間更新：平成30年7月19日から令和5年7月18日まで）
- ・ 特定非営利活動法人地星社  
 （主たる事務所：岩沼市，認定日：平成27年3月31日）  
 認定期間更新：令和2年3月31日から令和7年3月30日まで）
- ・ 特定非営利活動法人ハートフル福祉募金  
 （主たる事務所：仙台市，認定日：平成28年3月25日）  
 現在認定期間更新中
- ・ 特定非営利活動法人底上げ  
 （主たる事務所：気仙沼市，認定日：平成28年7月27日）  
 現在認定期間更新中
- ・ 特定非営利活動法人みやぎ身体障害者サポートクラブ  
 （主たる事務所：栗原市，認定日：平成28年8月23日）
- ・ 特定非営利活動法人ロージーベル  
 （主たる事務所：名取市（平成28年8月仙台市より転入），認定日：平成26年7月10日，  
 認定期間更新：令和元年7月10日から令和6年7月9日まで）
- ・ 特定非営利活動法人輝くなかまチャレンジド  
 （主たる事務所：石巻市，認定日：平成29年3月31日）
- ・ 特定非営利活動法人防災・減災サポートセンター  
 （主たる事務所：富谷市，認定日：平成29年5月24日）
- ・ 認定特定非営利活動法人災害医療ACT研究所  
 （主たる事務所：石巻市，認定日：令和2年3月30日）

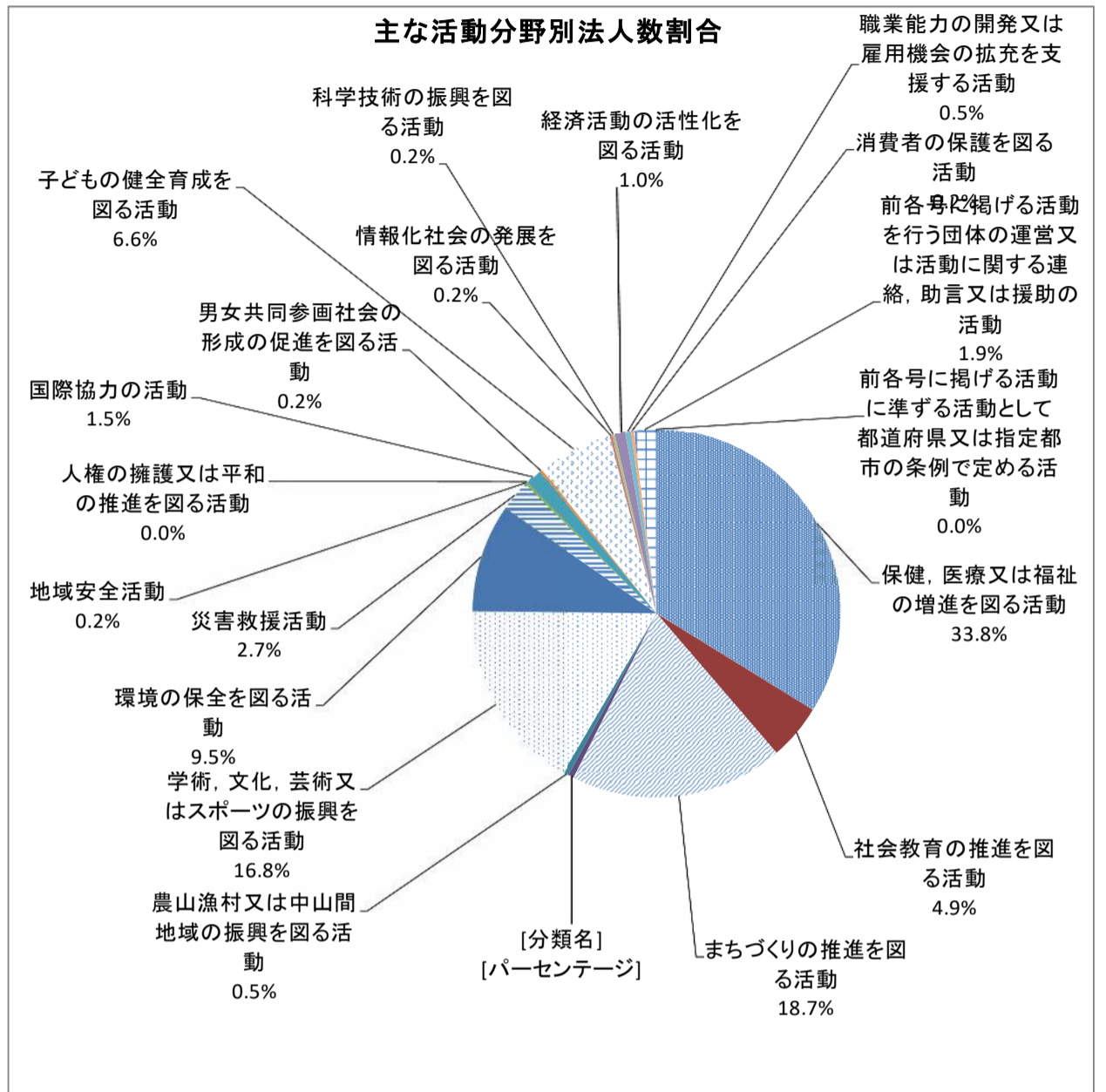


宮城県内の特定非営利活動法人の主な活動分野について (令和3年3月末現在)

県所管NPO法人の特定非営利活動種類別法人数

認証済み団体の活動分野別法人数・割合(宮城県所管分)

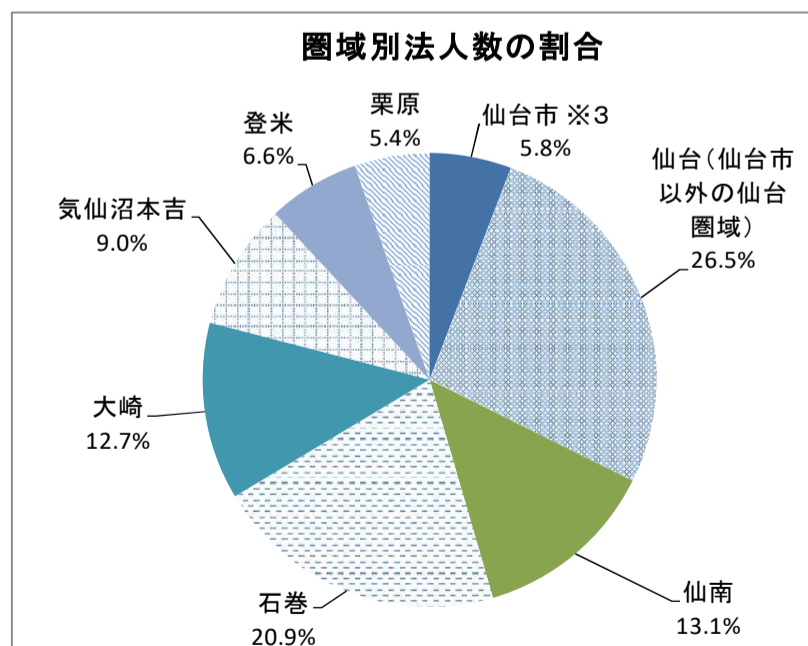
分野区分	活動分野	法人数	割合
1	保健, 医療又は福祉の増進を図る活動	139	33.8%
2	社会教育の推進を図る活動	20	4.9%
3	まちづくりの推進を図る活動	77	18.7%
4	観光の振興を図る活動	2	0.5%
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	2	0.5%
6	学術, 文化, 芸術又はスポーツの振興を図る活動	69	16.8%
7	環境の保全を図る活動	39	9.5%
8	災害救援活動	11	2.7%
9	地域安全活動	1	0.2%
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	0	0.0%
11	国際協力の活動	6	1.5%
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	1	0.2%
13	子どもの健全育成を図る活動	27	6.6%
14	情報化社会の発展を図る活動	1	0.2%
15	科学技術の振興を図る活動	1	0.2%
16	経済活動の活性化を図る活動	4	1.0%
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	2	0.5%
18	消費者の保護を図る活動	1	0.2%
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡, 助言又は援助の活動	8	1.9%
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0	0.0%
集計		411	100.0%



※1 活動分野は, 1法人につき定款に記載された活動の種類のうち, 主な1種類としている。

2 認証済み団体の圏域別法人数・割合(主たる事務所所在地別, 宮城県所管分)

所在地区	主たる事務所所在地(圏域)※2	法人数	割合
1	仙台市 ※3	24	5.8%
2	仙台(仙台市以外の仙台圏域)	109	26.5%
3	仙南	54	13.1%
4	石巻	86	20.9%
5	大崎	52	12.7%
6	気仙沼本吉	37	9.0%
7	登米	27	6.6%
8	栗原	22	5.4%
集計		411	100.0%



※2 主たる事務所所在地は, 県地方振興事務所の管轄区域別

※3 圏域が仙台市は, 主たる事務所が仙台市で従たる事務所が県内(仙台市除く)又は県外に置く法人

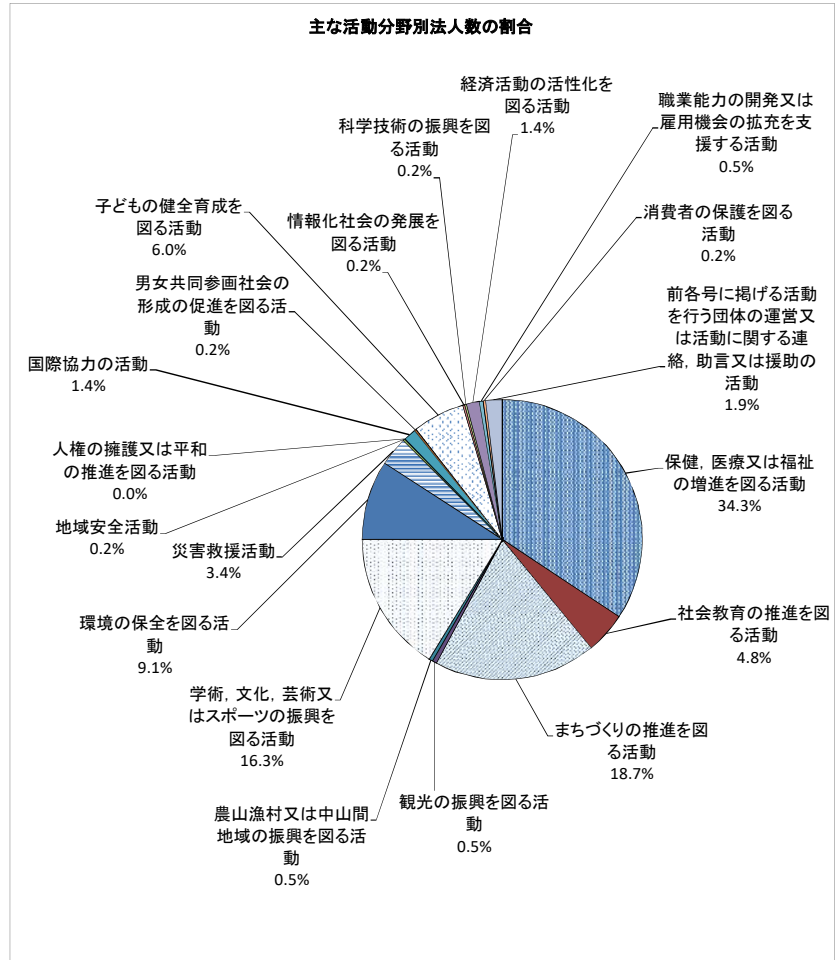
※1  
宮城県内の特定非営利活動法人の主な活動分野について (令和2年3月末現在)

県所管NPO法人の特定非営利活動種類別法人数

1 認証済み団体の主な活動分野別法人数・割合(宮城県所管分)

分野区分	活動分野	法人数	割合
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	143	34.3%
2	社会教育の推進を図る活動	20	4.8%
3	まちづくりの推進を図る活動	78	18.7%
4	観光の振興を図る活動	2	0.5%
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	2	0.5%
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	68	16.3%
7	環境の保全を図る活動	38	9.1%
8	災害救援活動	14	3.4%
9	地域安全活動	1	0.2%
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	0	0.0%
11	国際協力の活動	6	1.4%
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	1	0.2%
13	子どもの健全育成を図る活動	25	6.0%
14	情報化社会の発展を図る活動	1	0.2%
15	科学技術の振興を図る活動	1	0.2%
16	経済活動の活性化を図る活動	6	1.4%
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	2	0.5%
18	消費者の保護を図る活動	1	0.2%
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	8	1.9%
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0	0.0%
集計		417	100.0%

※1 活動分野は、1法人につき定款に記載された活動の種類のうち、主な1種類としている。

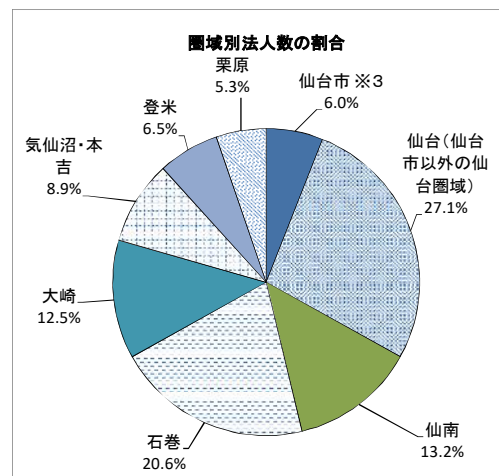


2 認証済み団体の圏域別法人数・割合(主たる事務所所在地別, 宮城県所管分)

所在地区分	主たる事務所所在地(圏域) ※2	法人数	割合
1	仙台市 ※3	25	6.0%
2	仙台(仙台市以外の仙台圏域)	113	27.1%
3	仙南	55	13.2%
4	石巻	86	20.6%
5	大崎	52	12.5%
6	気仙沼・本吉	37	8.9%
7	登米	27	6.5%
8	栗原	22	5.3%
集計		417	100.0%

※2 主たる事務所所在地は、県地方振興事務所の管轄区域別

※3 圏域が仙台市は、主たる事務所が仙台市で従たる事務所が県内(仙台市除く)又は県外に置く法人



宮城県内の特定非営利活動法人の活動分野について（令和3年3月末現在）

※ 県所管NPO法人の特定非営利活動種類別法人数（延べ数）

令和3年3月末日までに認証を受けた411法人の定款から集計。  
解散法人・認証取消法人・認証撤回法人は除く。

主たる事務所 の所在地	法人数	特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる特定非営利活動の号数																				計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
白石市	10	3	4	4	0	0	4	4	0	0	0	1	1	4	0	0	3	0	1	3	0	32
角田市	6	4	2	1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	3	0	18
蔵王町	3	2	3	3	0	0	1	3	2	1	1	0	3	2	0	0	1	0	2	0	2	25
七ヶ宿町	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
大河原町	9	8	4	6	1	0	1	1	2	1	0	1	0	3	0	0	0	2	0	2	0	32
村田町	6	3	3	5	0	0	3	3	1	1	0	1	0	4	1	0	1	1	2	2	0	31
柴田町	6	4	3	5	1	1	2	1	0	0	0	1	1	3	1	1	2	1	0	3	0	30
川崎町	5	3	3	4	0	0	1	2	0	0	1	1	0	4	0	0	2	2	2	4	0	29
丸森町	8	4	3	7	1	2	2	4	1	3	1	2	1	3	1	0	3	2	1	2	0	43
仙南圏	54	32	26	36	3	3	17	20	6	6	4	8	3	29	5	1	11	9	6	21	0	246
仙台市	24	11	13	12	2	2	10	8	4	4	5	7	4	10	4	4	9	8	3	18	0	138
塩竈市	19	11	9	12	2	1	9	8	6	5	2	4	2	13	3	0	2	7	2	11	0	109
名取市	20	13	12	11	2	3	11	7	3	6	6	3	4	14	4	0	4	3	1	12	2	121
多賀城市	9	5	6	3	0	0	4	4	2	3	1	3	0	6	0	0	1	2	0	2	0	42
岩沼市	13	9	3	10	1	1	4	2	2	1	1	2	1	7	1	1	3	6	1	8	1	65
富谷市	6	2	3	3	0	0	2	2	1	2	3	1	1	4	0	1	2	3	0	1	1	32
亘理町	8	4	6	7	4	5	4	7	4	3	0	3	1	8	2	0	1	4	1	5	0	69
山元町	9	4	5	7	4	1	7	2	1	0	2	2	1	5	1	0	4	4	0	6	0	56
松島町	6	6	4	5	0	0	4	2	0	1	1	3	1	4	1	0	2	2	0	3	0	39
七ヶ浜町	3	1	2	3	0	1	1	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	1	0	14
利府町	7	4	4	6	0	0	1	3	1	1	1	0	0	5	0	0	0	1	0	2	0	29
大和町	6	6	2	4	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0	2	0	20
大郷町	2	2	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	1	0	12
大衡村	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	17
仙台圏	133	79	71	85	15	14	60	48	25	28	23	31	17	83	17	7	30	44	9	73	4	763
大崎市	39	21	28	30	5	4	15	19	9	10	4	11	4	25	3	4	13	10	3	26	2	246
色麻町	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	7
加美町	5	3	3	5	1	1	3	3	1	1	0	1	0	5	0	0	2	1	0	4	0	34
涌谷町	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4
美里町	6	5	5	3	0	0	4	1	0	0	3	2	1	3	1	1	2	3	0	2	1	37
大崎圏	53	31	37	39	6	5	23	25	10	11	7	14	5	34	5	5	18	14	3	33	3	328
栗原市	22	14	13	14	3	2	10	9	6	4	3	7	2	12	2	0	5	8	0	15	1	130
栗原圏	22	14	13	14	3	2	10	9	6	4	3	7	2	12	2	0	5	8	0	15	1	130
登米市	27	17	15	18	0	0	11	8	6	1	1	1	2	14	5	0	7	7	1	17	1	132
登米圏	27	17	15	18	0	0	11	8	6	1	1	1	2	14	5	0	7	7	1	17	1	132
石巻市	63	36	37	37	9	7	28	22	14	12	13	13	7	38	8	3	15	20	5	37	3	364
東松島市	12	7	5	7	2	1	6	4	1	1	4	1	0	5	1	0	2	0	1	6	1	55
女川町	11	7	5	8	3	2	6	3	0	0	2	1	1	4	1	0	3	5	0	3	1	55
石巻圏	86	50	47	52	14	10	40	29	15	13	19	15	8	47	10	3	20	25	6	46	5	474
気仙沼市	28	17	11	21	7	8	9	15	10	6	7	6	2	17	4	2	8	7	0	14	0	171
南三陸町	8	4	4	8	3	4	2	6	3	3	0	1	2	4	2	0	5	5	0	4	0	60
気仙沼・本吉圏	36	21	15	29	10	12	11	21	13	9	7	7	4	21	6	2	13	12	0	18	0	231
計(県認証)	411	244	224	273	51	46	172	160	81	72	64	83	41	240	50	18	104	119	25	223	14	2304
仙台市所管	409																					
県内合計	820																					

(注1) 主たる事務所所在地：県地方振興事務所の管轄区域別

(注2) 仙台市：主たる事務所が仙台市でたたる事務所が県内(仙台市除く)又は県外に置く法人

※特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる特定非営利活動

号数	活動の種類
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	観光の振興を図る活動
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第7号	環境の保全を図る活動
第8号	災害救援活動
第9号	地域安全活動
第10号	人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動
第11号	国際協力の活動
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第13号	子どもの健全育成を図る活動
第14号	情報化社会の発展を図る活動
第15号	科学技術の振興を図る活動
第16号	経済活動の活性化を図る活動
第17号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第18号	消費者の保護を図る活動
第19号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
第20号	前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動



## 宮城県内の公益法人・一般法人数

## 1 宮城県所管法人

※宮城県所管法人

事務所を県内のみを設置かつ県内のみで公益目的事業を行う旨を定款で定めている法人。

## (1) 特例民法法人

	総数	社団	財団
H22.4.1	316	158	158
H23.4.1	301	152	149
H24.4.1	235	117	118
H25.4.1	82	41	41

※特例民法法人

旧民法における公益法人で、H20.12.1公益法人制度改革3法施行から5年間の移行期間において、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人へ移行していない法人。

## (2) 公益法人

	総数	社団	財団
H22.4.1	4	2	2
H23.4.1	9	3	6
H24.4.1	62	33	29
H25.4.1	67	34	33
H26.4.1	144	73	71
H27.4.1	145	75	70
H28.4.1	146	76	70
H29.4.1	147	76	71
H30.4.1	148	78	70
H31.4.1	146	78	68
R2.4.1	145	77	68
R3.4.1	145	77	68

※公益法人

一般社団法人、一般財団法人から公益認定された法人、または、H25.11.30までは法人、または特例民法法人から移行認定された法人。

## (3) 移行法人

※移行法人

	総数	社団	財団
H22.4.1	0	0	0
H23.4.1	1	0	1
H24.4.1	10	7	3
H25.4.1	21	11	10
H26.4.1	147	91	56
H27.4.1	139	86	53
H28.4.1	132	79	53
H29.4.1	125	74	51
H30.4.1	122	72	50
H31.4.1	108	59	49
R2.4.1	103	55	48
R3.4.1	94	49	45

旧民法における公益法人から一般法人への移行の登記をした一般社団法人あるいは一般財団法人で、その作成した公益目的支出計画の実施について認可行政庁による公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるに到っていない法人。

※(3) 移行法人数の減

公益目的支出計画の実施について認可行政庁による公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受け、行政庁の監督を受けなくなった法人数。

## 2 一般法人

※一般法人

(県内に事業所を設置する法人)

国税庁法人番号公表サイトから検索した法人数。

上記(3)移行法人を含む。

	総数	社団	財団
H29.7.31	872	781	91
H30.7.31	938	844	94
R1.7.31	991	896	95
R2.5.7	1055	956	99
R3.7.30	1147	1045	102



令和2年度宮城県民間非営利活動促進委員会について

時 期	行 事 等	内 容 等
5月26日	委員勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災後設立のNPOにおける活動実態と今後の展望</li> <li>○震災後の社会におけるNPOの現状～石巻の事例から～</li> <li>○みやぎNPOプラザの運営状況とその課題について</li> </ul>
	令和2年度 第1回民間非営利活動 促進委員会（公開）	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>みやぎNPOプラザの在り方について</li> <li><input type="checkbox"/>基本計画の構成（案）について</li> <li><input type="checkbox"/>委員からの提案・意見発表①</li> </ul>
7月14日	委員勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○NPO等による心の復興支援事業、NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業補助事業者からの発表について</li> <li>○NPOの運営基盤を強化するための方策等について</li> </ul>
	第2回民間非営利活動 促進委員会（公開）	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>委員からの提案・意見発表②</li> <li><input type="checkbox"/>改定計画（素案）の提示・説明</li> <li><input type="checkbox"/>みやぎNPOプラザの在り方について</li> </ul>
9月14日	委員勉強会	○宮城県民間非営利活動促進基本計画改定への提言組織支援から協働の促進、施設から機能へ
	第3回民間非営利活動 促進委員会（公開）	<input type="checkbox"/> 改定計画（中間案）の提示・説明
10月21日	意見交換会	○改定計画（中間案）について
11月10日	第4回民間非営利活動促 進委員会（公開）	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>改定計画（中間案）の検討</li> <li><input type="checkbox"/>パブリックコメント実施について</li> </ul>
令和3年 1月21日	第5回民間非営利活動促 進委員会（公開）	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>パブリックコメント実施結果の報告</li> <li><input type="checkbox"/>改定計画（最終案）の提示・説明</li> <li><input type="checkbox"/>審議</li> <li><input type="checkbox"/>改定計画（最終案）の確定</li> </ul>
1月27日	知事宛てに改定計画（最終案）を提出 【答申】	





みやぎNPOプラザの事業実施状況について

業務内容		令和2年度予定	令和2年度実績		
1	民間非営利活動に係る情報の収集と提供業務	(1) 交流サロンの運営	イベントや講座、助成金などの情報を、交流サロンを中心に掲示 通年実施	通年実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、4月10日～5月18日は一部利用休止	
		(2) みやぎNPO情報ネットの運用	イベントや講座、助成金情報などを収集し掲載 通年実施	訪問者数：228,680件 ページビュー数：335,823件 トップページアクセス数：21,450件 情報アップ数：1,779件	
		(3) みやぎNPOプラザの情報誌編集・発行	みやぎNPOプラザ情報「One to One」の発行 nendo	奇数月発行 A3版2ツ折 8頁 フルカラー印刷 発行部数：6,000部	
		(4) NPO法に規定する縦覧及び閲覧	県所轄NPO法人の縦覧・閲覧書類の設置、差し替え等 通年実施	556件	
		(5) 情報発信	【自主事業】 みやぎNPOプラザブログ～をむすび日記～	通年実施	年間314件発信
			【自主事業】 みやぎNPOプラザFacebook		年間456件発信
【自主事業】 みやぎNPO情報ネットメールマガジン	468件掲載 (登録者：R3.3月末時点で918名)				
(6) NPO発行の図書販売事業	【自主事業】 NPO発行の図書販売 通年実施	15書籍設置			
2	民間非営利活動に係る相談及び研修業務	(1) NPO活動の促進・団体の育成に関する相談	会計事務相談（税理士、公認会計士対応）	年6回開催	6回（18件）
			法人設立・団体運営相談（毎週水曜日）	毎週1回開催	35件
			スタッフによる窓口相談	通年実施	356件
			【自主事業】 認定NPO法人申請相談（随時申込み）	随時	0件
		(2) NPO活動の促進・団体の育成に関する研修	【自主事業】 ①雇用調整助成金相談 ②オンライン事業展開相談	①、②年各1回開催	①1回（2件） ②1回（3件）
			NPO運営のためのマネジメント講座（リスク管理講座、総会運営講座等）	年6回以上開催	6回（参加者総数：102名）
		(3) NPO活動に関する行政職員の理解促進	NPOの会計・税務・決算等の講座（会計初級講座、決算書作成講座等）	年6回以上開催	5回（参加者総数：101名） ※3月は中止
		(4) 県内NPO支援センター等の育成支援	県・市町村職員を対象にNPO活動への理解を図る	1回開催	1回（参加者：21名）
NPO支援センタースタッフを対象にNPO支援のための基礎研修	1回開催		1回（18名）		
	NPO支援施設等への訪問による直接相談・指導等	（令和元年度実施）	－		
3	民間非営利活動に係る調査及び研究	県と調整の上テーマを決定	（指定管理期間中に実施）	－	
4	民間非営利活動団体を行う者に対する施設・設備の提供	(1) 事務室等使用	事務室（大2室）	通年実施	2団体
			事務室（中4室）		延べ3団体 ※3月末時点3団体
			事務室（小4室）		延べ3団体 ※3月末時点1団体
			展示室（大2室）		1団体
			レストラン（1室）		延べ2団体（4月～6月、10月～）
			展示室（小1室） 短期ショップスペース		延べ2団体、9件
			研修室、会議室		628件、利用者5,761人 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、4月10日～5月18日は一部利用休止
			ロッカー（大・小）、レターケース、コピー機・印刷機		通年実施
			【自主事業】 映像機器等の貸出		通年実施
		(2) 利用者懇談会	プラザのよりよい活用検討のため、プラザ利用団体・個人との意見交換、使用団体間の情報交換を行う	年2回開催	2回（参加者総数：11団体、11人）
5	民間非営利活動を行う者、県民、企業及び県相互の連携及び交流	NPOの理解を深めるイベントの開催	みやぎNPOフォーラム（講演、事例紹介、ワークショップ、交流会）	44名	
6	その他	(1) 県民のNPO活動参加の促進	交流サロンでのボランティア募集情報提供	通年実施	通年実施
			市民活動サロンの開催	市民活動サロンの開催 年2回開催	2回（20名）
	(2) みやぎNPOプラザ評議会の運営	運営評議会の開催	運営評議会の開催 年2回開催	2回	
		プラザ延べ利用者数	交流サロン、会議室使用、事務ブース利用等	24,786人	

<プラザ利用者数推移>

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度				
施設全体	49,041	46,890	44,132	39,872	24,786	-4,260	-9.7%	-15,086	-37.8%
レストラン	7,083	6,553	4,220	3,685	2,960	-535	-12.7%	-725	-19.7%
NPOルーム (貸し事務所)	3,351	2,513	1,487	1,103	895	-384	-25.8%	-208	-18.9%
交流サロン	9,600	9,228	8,779	8,736	5,605	-43	-0.5%	-3,131	-35.8%
パソコン利用	1,328	1,228	1,719	1,451	786	-268	-15.6%	-665	-45.8%
ショップ利用	2,686	2,031	2,471	2,014	847	-457	-18.5%	-1,167	-57.9%

## 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業

### 1 概要

NPO活動促進策の一環として、県が所有する遊休施設等をNPOの活動拠点として比較的安価な賃借料で貸し付ける事業。

借受団体は、機会の公平性を確保するため、公募を行い、企画コンペを実施して決定する。

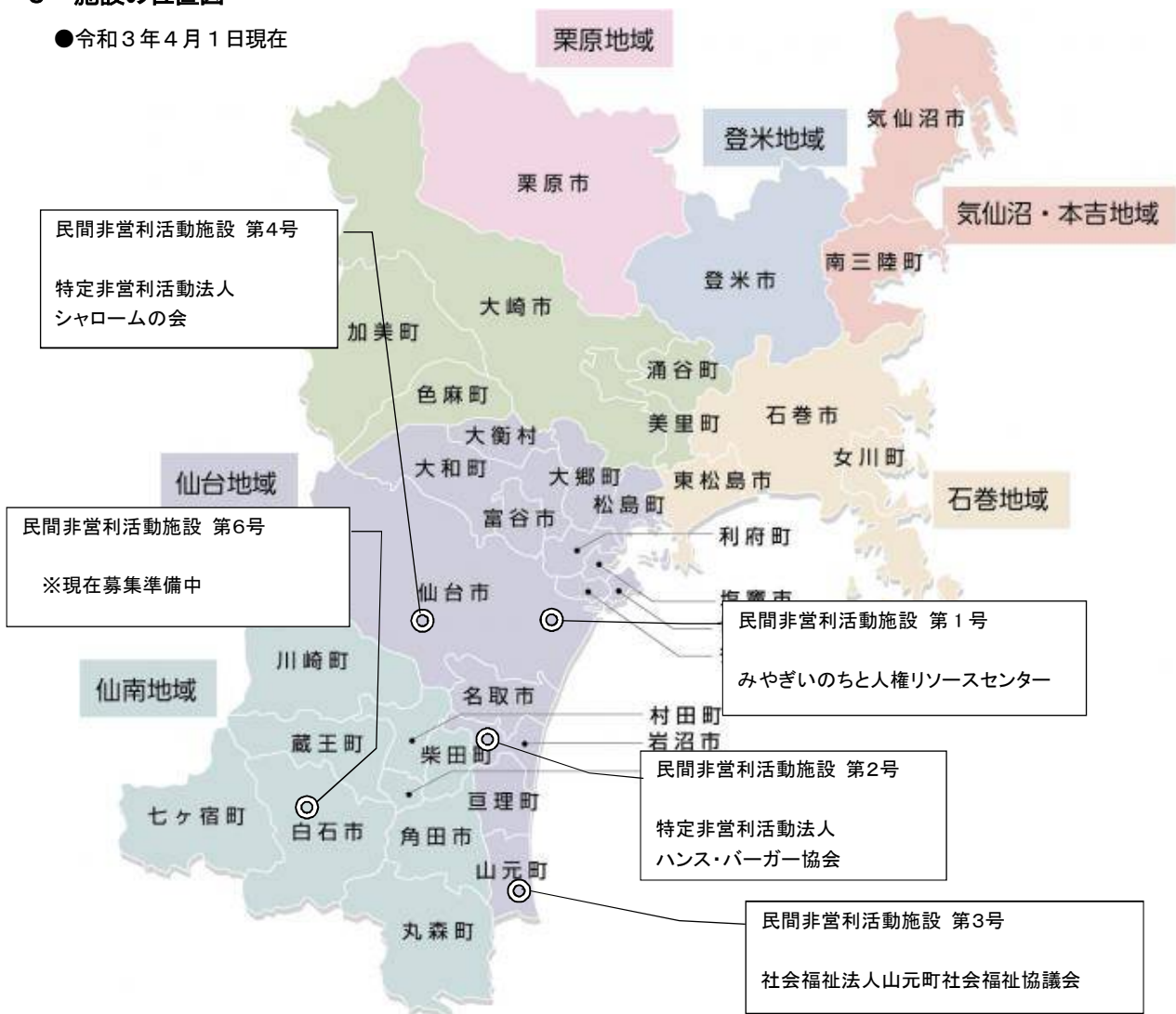
### 2 借受団体の資格要件

次のいずれにも該当する者

- (1) 「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号）第2条第2項に規定する「民間非営利活動団体」であること。
- (2) 宮城県内を主たる活動地域とする団体であること。

### 3 施設の位置図

●令和3年4月1日現在



●施設の写真等

<p>民間非営利活動施設第 1 号</p>	<p>民間非営利活動施設第 2 号</p>
	
<p>民間非営利活動施設第 3 号</p>	<p>民間非営利活動施設第 4 号</p>
	
<p>民間非営利活動施設第 6 号</p>	
	

4 貸付条件

(1) 貸付期間は 5 年間。再契約は 1 回のみ可能で、契約期間は 5 年以内。

※ただし、事業実績を外部委員会で評価し、成果が上がっていないと判断された場合は再契約を結ばない可能性もある。

(2) 施設の維持管理は借受団体が責任を持つて行う。

県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業 施設一覧

R3.3.31現在

貸付施設	宮城県民間非営利活動施設第1号 (旧仙台高等技術専門学校幸町校舎)	宮城県民間非営利活動施設第2号 (旧岩沼警察署長宿舎)	宮城県民間非営利活動施設第3号 (旧山元養護学校職員宿舎)	宮城県民間非営利活動施設第4号 (旧宮城野婦人寮)	宮城県民間非営利活動施設第5号 (旧勾当台会館職員寮)	宮城県民間非営利活動施設第6号 (旧白石高等学校校長宿舎)
施設所在地	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町四丁目7-2	〒983-2431 岩沼市相の原一丁目7-18	〒989-2202 巨理郡山元町高瀬合戦原113-37	〒989-3124 仙台市青葉区上愛子字北原道上31-3	〒980-0871 仙台市青葉区八幡二丁目15-25	〒989-0248 白石市南町一丁目2-68
借受団体名	みやぎいのちと人権リソースセンター	特定非営利活動法人ハンス・バーガー協会	社会福祉法人山元町社会福祉協議会	特定非営利活動法人シャロームの会		※募集準備中
借受団体の主たる事務所の所在地	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町四丁目7-2	〒989-2441 岩沼市館下一丁目2番20号	〒989-2203 巨理郡山元町浅生原字作田山32番地	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3丁目9番15-305号		〒989-0248 白石市南町一丁目2-68
貸付期間	H27.4.1~R2.3.31	H26.4.1~H31.3.31 H31.4.1~H31.5.31 R1.6.1~R6.5.51	H27.6.1~R2.5.31	H28.7.1~R3.6.30		-
貸付料 (円:年額)	1,211,350	189,990	189,590	622,510		-
減額前の貸付料 (円:年額)	7,851,300	759,940	1,230,050	6,225,050		-
減免率	85%	75%	85%	90%		-
施設で行う 主な事業内容	人権擁護活動支援事業	法人事務所及びてんかん患者のための支援施設(作業所等)	介護及び障害者自立支援事業	障害者に対する自立支援事業		-
土地面積(m <sup>2</sup> ) 現在価格(千円)	700.00 (36,765)	497.72 (7,513)	1,804.04 (13,110)	5,882.82 (79,949)	530.06 (40,779)	216.29 (5,649)
延床面積(m <sup>2</sup> ) 現在価格(千円)	570.92 (56,731)	95.70 (2,125)	80.34 × 2棟 (2,033 × 2棟)	(庁舎) 440.76(17,559) (作業所) 164.71(1,446) (寮長宿舎) 51.21(1,388)	225.79 (18,349)	85.14 (2,757)
構造等	鉄筋コンクリート造 2階建	木造 1階建	木造 1階建	(庁舎)コンクリートブロック造 1階建 (作業所)非木造 1階建 (寮長宿舎)木造 1階建	鉄筋コンクリート造 2階建	軽量鉄骨造 1階建
備考					・H31.3.31廃止 ・令和3年度解体予定	





令和2年度NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業（補助事業）一覧

○募集期間：R2.4.6～R2.5.7 ○交付決定：20件，56,882千円

	事業名	事業者	事業概要	実績額 (千円)
1	南三陸町(社協)との協働による地域住民に向けた心の癒しと心の彩創造事業	一般社団法人みちのさき	南三陸町の住民同士の心の絆を深め、今後充実した生活を送り本当の心の復興を迎える為には、日々実感出来る心の癒しや心の彩を感じられる取り組みを多くの住民と共に実施・共有し、地域住民の生活の自立へと繋げていく。また、南三陸町社会福祉協議会との協働の下10年先を見据えた継続支援活動へのきっかけの取り組みとし、震災後の自助、共助、公助のバランスの取れた地域づくりの為の一助とする。 1 心の彩情報誌発刊事業(想いを伝える情報誌 伝 DEN) 2 心の癒やしご自宅ワークショップ事業 3 心の癒やしワークショップ事業	5,786
2	復興支援活動団体のインタビュー記事作成による広報支援事業	特定非営利活動法人地星社	1 宮城県内で復興支援活動に継続的に取り組んできた団体を対象にインタビューを行い、記事を作成する。15団体程度を目安とし、分野は震災後の地域福祉および地域作りに関わるものを中心にする。なお、取材先の選定に当たっては、地域に根付き、地域に対して影響の大きい活動を重視する。 2 被災地の課題に関心のある人が地域に関わるきっかけの一つとして、上記の取材の協力ボランティア(市民ライター)養成講座を実施し、取材記事の作成に参加してもらう。	1,048
3	石巻市内の復興公営住宅ネットワーク構築による住民共助の推進	一般社団法人石巻じちれん	1 石巻市内の復興公営住宅ネットワーク推進事業 各団地のキーマンが集う場作りを行い、課題の集約や事例の相互提供、勉強会などを定期的に行う。また、通信誌を発行し、加盟団地の住民へ周知を行ったり、各団地の問題を検討し、団地運営の手引書(ガイドラインなど)を作成、配布し周知する。 2 復興公営住宅集会所を利用した住民交流事業 それぞれの状況や入居者特性にあわせたサロンの立ち上げ支援をおこなう。 3 復興公営住宅の支援を行うNPO等の情報連携	1,336
4	働きたい女性と地域社会とのつながりを作る、コミュニティ形成支援及び仕事創出事業	特定非営利活動法人応援のしっぽ	震災により死別・離婚が増え、一人親世帯や、要介護の親との2人同居世帯など、働きたくても定時就労できない人たちが増えつつある。その中で、働きたい女性に対して、継続できる仕事を作り、その女性達のコミュニティと地域を繋ぐことにより、お互いに活性化していくことを目的とする。 1 製作者コミュニティの形成支援 2 制作者コミュニティの技術講習会開催などによる技術レベルアップ 3 仕事創出と受注体制の構築 4 復興公営住宅ワークショップ開催による自治会コミュニティ形成支援 5 外部支援組織との交流によるコミュニティ活性化と継続化	2,991
5	女性と社会をつなぎ多様な地域づくりを目指すインターンシップ・スクール事業	特定非営利活動法人石巻復興支援ネットワーク	・復興まちづくりにおいて、震災前よりも住みやすいまちにするためには、特定のリーダーがまちづくりを進めるのではなく、多様な視点、特に地域で発揮されていない女性や母親ならではの視点を取り入れることが大切である。 ・年代や職業、病気の有無などに関わらず、地域に暮らす女性が「自分らしい生き方」を考える機会を作り、エンパワーメントすることで、多様性と包摂性のある社会の実現を目指す。 A)スキルアップコースは、自分がしたいことに向けて役立つ講座 B)インターンシップコースは、就職に向けての準備講座	3,305
6	女性の相談事業	特定非営利活動法人ウィメンズアイ	復興関連事業などで期限付きの雇用が創出されてきたものが急激に減少しているなど、震災による影響を未だに多く受けている気仙沼市・南三陸町において、出産・育児の課程で地域社会との接点が減少した女性の支援を行う。地域に暮らす女性の困難にアウトリーチすることで、女性たちが元気に活躍できる地域社会を目指すもの。 ①相談窓口の開設 ②セミナーの開催 男女共同参画推進に関するセミナーを企画し・開催する ③情報収集・情報発信 かわら版の発行、相談窓口の紹介カード配布、各種相談活動を実施している地域の団体などとつながりをつくる	816
7	山下の街を歩いて考える地域の未来プロジェクト	一般社団法人ISHINOMAKI2.0	1 山下地区住民の意見交換や情報共有の場(山下2025会議)の開催 震災前から暮らしている住民と、震災により移転した住民が混在する石巻市山下地区において、それぞれが抱えている課題を共有する場がなく、被災者の抱える課題を共有・解決することが難しいため、今後の生活支援に向けて課題解決に取り組む土台を作る。 2 住民主体のまちあるきマップの作成 (ワークショップ全4回、マップ2種類) 震災から時間が経ったことで、新たにコミュニティ形成をするという機会が減り、被災者の孤立・コミュニティの希薄が顕著になっているため、コミュニティ形成を支援する。	1,198
8	震災10年の記録誌「聴き書き」発行・「人材育成」等	特定非営利活動法人仙台傾聴の会	1 震災から10年の被災者の声を、「聴き書き」として作成 被災者の方が自信の言葉で語られる心の内を「聴き書き」として記録することに同意いただいた方を対象に、被災者自身が過去を振り返り、自身を見つめ直す機会となるよう取り組む。 2 人材育成としての各種講座の開催 県内各所の行政等から依頼を受けて開催してきた人材育成としての「傾聴ボランティア養成講座」「傾聴基本講座」を実施。その後、「傾聴ボランティア団体」と「ネットワーク交流研修会」を開催する。また、一般市民への傾聴の普及啓発のため公開講座や、支援者側のスキルアップ研修、会報を年3回発行する。	2,945

	事業名	事業者	事業概要	実績額 (千円)
9	若林区の地域おこしに向けた農業と農村コミュニティ再生事業	一般社団法人 ReRoots	1 野菜の販売、運搬による販路づくりを通じた農家支援 震災によって後継者不足やコミュニティの衰退が加速度的に進んでおり、被災した住民と地域が抱える問題に対して、販路作りと固定客(ファン)を作ることで、被災農家の経営の安定化と自立を図る仕組みを作る。 2 三本塚市民農園を通じたコミュニティ作り、食と農を通じたグリーンツーリズム(おもいもプロジェクト) 震災により過疎化が急激に進んでいる地域において、都市部からの人の定期的な往来づくりと交流人口を拡大することにより、コミュニティの活性化を図る。	2,409
10	ディーセントワーク創造応援プロジェクト	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	被災地固有の課題も含む就労を取り巻く課題の解決に向けて、SDGsの中で掲げる「働きがいも経済成長も」の取り組み実践に繋げ、地域内の多様な支援機関と企業等が連携し、働きづらさを抱える人も含めた全ての人と企業や地域にとって、持続的・包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセントワークの実現を目的とします。 1 就労希望者の掘り起こし、カウンセリング、企業とのマッチング 2 企業内における定着支援等 3 連携機関ネットワークの構築 4 実績報告会の開催、 5 農業職場体験会の実施と農産物生産者会との就労形態アイデア会議及び確定	2,488
11	亙理山元地区まちづくり・マッピング事業	一般社団法人スタンダードアップ亙理	被災者の悩みの個別化・複雑化が進む中で、地域活性化を図ろうとしている若者たちのサポートの必要性は増してきている。そこで、下記の事業を通し、地域で子どもたちを見守る土壌を育む。 1 個々の課題に寄り添える環境をつくるこころのケア 2 コミュニティスペースの維持・運営、子どもたちの居場所づくり 3 地域活性化マッチングプログラムの構築 チャレンジショップの実施、高校大学生等による学生レストラン運営のための検討会実施、地域の気軽に集まること出来る場づくり 4 地域内外学生たちの研修	3,934
12	被災者の交流を支えるフリーペーパー「かわす」の充実化プロジェクト	特定非営利活動法人 故郷まちづくりネットワーク	東日本大震災により移住を余儀なくされた被災者を中心に、市民同士による双方向型社会参加を促し、被災地における高齢社会、縮小社会に合せて失われつつある「あいさつを交わす町」を作ることで社会参加を促し、ワークショップの開催で現実の交流も回りながら、縮小社会でも安全で安心できる暮らしづくりができることを目的とする。 1 フリーペーパー「かわす」発行 2 被災者の交流を促進するためのワークショップ開催	4,097
13	教育力向上による若年人口流出防止と復興人材育成事業	特定非営利活動法人 キッズドア	震災により少子高齢化と若年層の人口流出が加速した南三陸町内で教育力を上げることが、今後の町のコミュニティ維持に重要であることから、以下の事業を実施する。 1 志津川中学校が開催する夏期講習・放課後学習会へ参加 2 中学3年生を対象にした土曜学習会「タダゼミ南三陸」の開催 3 English-Drive南三陸(英語に慣れ親しむ機会づくり) 4 保護者ガイダンス 5 事業報告会の実施	2,316
14	新しい「○○○」の作り方ーコミュニティをデザインする手法を学ぶ公開講座ー	一般社団法人SDGsとうほく	震災から10年が過ぎた被災地の課題は、一つのセクター、一つの団体のみで課題に取り組んで解決するには複雑化しており、困難な状況である。そこで、多様なセクターによるコミュニティ形成をし、被災地で活動している団体が抱える課題解決とそれに関わる人材育成に繋げる。 1 キックオフミーティング 2 チャレンジコミュニティ(課題ヒアリング、未来像の策定、解決策の立案、事業計画作成) 3 報告会(セクター毎の課題の整理と事業計画発表)	1,472
15	多様な人々が自分らしく暮らせる仕組みを創る	特定非営利活動法人 奏海の社	地域や子どもたちの成長に合わせてこれまでの活動を改善しながら続け、かなプロの育成と支援ボランティアの募集、子どもたちと保護者の意欲の増進、地域の障害理解の推進を図り、希薄になった地域のつながりを震災前より強固なものにする。特に課題として残った社会活動に困難を感じている成人や不登校児童生徒の学びと社会参加に重点を置いて、本人のエンパワメントと地域の環境整備を図る。	1,326
16	福島県外避難者のネットワーク化支援及び宮城県内の支援者向け情報提供事業	一般社団法人東北圏地域づくりコンソーシアム	1 福島県外避難者のネットワーク化支援 宮城県内で活動している福島県外避難者のネットワークに呼びかけて、福島から宮城に避難されている方の全体交流会を開催する。 2 福島県外避難者支援のための「いい通信」の発行 ネットワーク化支援事業の取組内容や避難者のインタビュー記事等を発信し、中長期的に伴走支援を継続していくことのできる可能性を広げる。	1,400
17	2020継続に向けた地域コミュニティ連携プロジェクト	特定非営利活動法人 亙理いちごっこ	震災から10年が経ち、住民の抱える課題は個別化が進み、表に現れにくくなってきている。地域の保健師、助産師の協力により、住民個々に抱える課題をトータル・継続的に解決していく方策を確立していく。 1 こどもサポート事業 ①子どもたちの居場所・学習サポート事業 ②長期休暇を利用したこども見守り事業 2 サロン・相談事業 3 生活支援サポート事業 介護保険制度の対象とならない方へのサポートの実施 4 広報活動	2,726



	事業名	事業者	事業概要	実績額 (千円)
18	子ども支援団体・機関の絆力を強化し、“ONE TEAM”で県全域の子どもを元気にする取組	一般社団法人プレーワーカーズ	<p>1 避難してきた子どもと親子の心のケアを目的とした拠点運営 沿岸部から避難してきた子ども・親を対象に、古民家の庭を開放して、自由にのんびり過ごす場を提供。</p> <p>2 “子ども”“親子”の支援をしている団体へのインタビュー調査・冊子づくり 被災沿岸部12市町村の団体にインタビューを行い、冊子にまとめて協力団体及び内陸部の市町村へも配布する。</p> <p>3 「地域で子どもの育ちを支える」連続講座を開催 当法人の理事が講師となり、子育て支援団体向けの連続講座を開催する。</p> <p>4 「絆力を育む地域コミュニティづくり」シンポジウムの開催 外部講師を招き、子ども、子育て支援団体及び市民向けの公開シンポジウムを開催する。</p>	6,283
19	外出を守り災害を生き抜く助け合い送迎事業	特定非営利活動法人移動支援Rera	<p>被災をきっかけに免許を返納した住民、被災によって心身の健康を崩してしまった住民、住環境が変わり家族や地域の助け合いが頼めなくなってしまった住民などを対象に、</p> <p>1 自力での外出が困難な地域住民の生命を守り、安心して暮らすための、住民同士の助け合い送迎活動</p> <p>2 外出できない住民が楽しく心豊かに暮らすための「付き添いお出かけ送迎」</p> <p>3 移動と生活が困難な住民の暮らしを支える「くらしのお手伝い」</p> <p>4 地域の移動の担い手発掘と育成のための「福祉送迎講習会」開催を行う。</p>	7,000
20	時を超え、場所を超え、被災者・被災地を繋ぐ絆再構築事業	特定非営利活動法人とめタウンネット	<p>宮城県登米市は、沿岸地域に隣接しており、震災により移転した住民が多い。過去の絆力事業において、コミュニティ形成事業を行ってきたが、新型コロナウイルスの影響により、新しい生活様式に合った、被災者が孤立しない仕組みを構築する必要がある。そこで、IT人材づくり、プラットフォームづくりなどを通じ、震災以後、当法人が関わってきた支援団体や個人などを繋ぐ。</p> <p>1 IT人材づくり(SNS活用人材育成講座)</p> <p>2 オンライン上でワークショップの開催や体験教室を開催</p>	2,006



令和2年度 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業(委託事業)一覧

1	事業名	宮城県NPO等の絆力を活かした復興支援事業(マッチング・交流事業)業務		
	受託者	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる	実績額	3,564千円
	事業概要	復興・被災者支援を行うNPO等が支援者や他の復興・被災者支援を行うNPO等との交流・情報交換により顔の見える関係を築くことで、復興・被災者支援を継続していくために必要となる絆力の強化を図るもの。		
	事業詳細	<p>(1) 情報共有交流会の開催 震災直後から活動している団体や、被災地で新たに活動を始めた団体など、多様な状況にいるそれぞれがどのような課題を持っているか、どのような地域連携を図っているかなどの情報を交換することにより、今後の地域での発展を目指した。 県内の2地域(石巻市・気仙沼市)において、これからの活動のための事例紹介や交流ワークショップを通じて、参加者同士の意見交換や情報交換、交流を図った。</p> <p>(2) 成果報告会の開催 仙台市内において、令和2年度宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業実施団体による成果発表と、参加者同士の意見交換・交流を図った。新型コロナウイルス感染症の影響により、会場に集うリアルな参加と、オンラインの参加を併用して開催した。</p> <p>(3) 成果報告書の作成</p>		
事業実績	<p>(1) 1/25石巻会場(石巻市蛇田公民館 会議室), 参加者15名(11団体) 1/29気仙沼会場(気仙沼中央公民館 条南分館), 参加者7名(4団体)</p> <p>(2) 3/18仙台会場(エルパーク仙台ギャラリーホール及びZoom)参加者44名</p> <p>(3) 900部を作成し配付した。また、WEBサイトにて発信した。</p>			
2	事業名	宮城県NPO等の絆力を活かした復興支援事業(情報収集・提供事業)業務		
	受託者	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる	実績額	2,996千円
	事業概要	復興・被災者支援を行うNPO等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報の収集や提供等を「時間軸」を視点として実施することで、復興・被災者支援を継続していくために必要となる、復興状況やニーズの変化・活動形態のシフトなどの情報を発信し、絆力の強化を図ることを目的とするもの。		
	事業詳細	<p>①情報収集活動の実施 (ア)関係情報の収集 (イ)ヒアリングの実施 (ウ)アンケート調査、新聞記事の収集・分析</p> <p>②フォーラムの開催 パネリストとの議論をもとに視聴者とのディスカッションを行い、これからの地域活動のあり方について、参加者がそれぞれ考える機会を創出した。</p> <p>③情報収集の結果をまとめた冊子の作成 「活動を始めたきっかけ、活動内容、方向性」、「その後の展開、転機」、「これからの活動について」の項目を定め、活動の詳細を記載し、復興支援を行う団体や中間支援センターなどに配布した。</p>		
事業実績	<p>□インタビュー調査:13団体 □アンケート調査:回答数97団体 □新聞記事調査:地元新聞社2社 □報告書の発行:1000部</p>			
3	事業名	宮城県NPO等による絆力を活かした震災復興支援事業受益者アンケート業務		
	受託者	特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター	実績額	242千円
	事業概要	NPO等による絆力を活かした震災復興支援事業の補助事業者が実施する復興・被災者支援の活動に関する効果を把握するため、受益者アンケートを実施するもの。		
	事業詳細	NPO等による絆力を活かした震災復興支援事業の補助事業者20団体の受益者(各15名程度)にアンケートを実施(アンケート調査票の回収・集計等)。		
事業実績	<p>調査結果 NPO等の取組から受益者が受けた効果の度合いについて、改善した又はどちらかといえば改善したと回答した受益者の割合:81% 今後も継続してNPO等の支援を受けたいと回答した受益者の割合:89%</p>			



令和2年度NPO等による心の復興支援事業（補助事業）一覧

○募集期間：R2.4.6～R2.5.7 ○交付決定：16件，25,736千円

	事業名	事業者	事業概要	実績額 (千円)
1	被災者と地域住民コミュニティのIT活用による絆づくり	公益財団法人仙台応用情報学研究振興財団	<p>・山元町、亶理町、石巻市、東松島市、南三陸町など復興地域の自治会長および社会福祉協議会の協力を得て、1コース3回（かんたんな年賀状作成教室）または6回のパソコン（Word、xcel）、インターネットの利用方法、タブレット・スマートフォンの簡単な使い方教室と茶話会的な交流会を7コース開催する。</p> <p>【取組内容】 「被災者と地域住民コミュニティのIT活用による絆づくり」 PCやスマホの講座をツールとして被災者が集まり、コミュニティ形成を図る。</p>	2,000
2	石巻圏域の復興住宅でのコミュニティ形成支援事業	特定非営利活動法人石巻復興支援ネットワーク	<p>・住民参画型のサロンやイベントを継続開催し、他被災地のコミュニティ形成に寄与する為、住民とともにこれまでの活動をマニュアル化する。（新型コロナウイルスの影響により開催ができない場合は、訪問や電話にて孤立状態の心のケアを行う）</p> <p>・また、被災者との交流や復興に貢献したいという個人やグループと住民のニーズをコーディネートし、住民とボランティアとの心の通い合いを築くとともに、震災の風化防止に繋げる。</p> <p>【取組内容】 ①「地域住民を講師とした復興住宅でのサロン活動」 復興住宅やコミセンでのサロン活動やイベントを実施。サロン活動の告知のためのチラシを作成予定。 ②「復興住宅でのイベントボランティアコーディネートおよび活動マニュアル作成・活動報告会開催」 復興住宅の住民と共にコンサート等のイベントを行うためのコーディネートと、10年間の震災復興活動報告等を、被災者と共にまとめあげてマニュアル化し、防災、風化防止に寄与する。</p>	3,288
3	3.11ソレカラ～障害者・福祉職員の「あの日」と「ソレカラ」～	特定非営利活動法人みやぎセルフ協働受注センター	<p>・障害者や福祉職員が震災で直面した困難や、生活及びなりわいの再建過程等の記憶を記録し情報発信する。</p> <p>・マルシェ等地域イベントを開催または参加し、障害者が地域住民とふれあい、生きがいを持つ機会を創出する。</p> <p>・県外のイベントを活用し、現在の被災地の復興・生活再建の状況をパネル展示会やSNS等で広く発信する。</p> <p>・被災障害者や福祉施設職員が主催するワークショップや販売会の開催支援、広報活動を支援する。</p> <p>【取組内容】 ①「3.11ソレカラ～障害者・福祉職員の「あの日」と「ソレカラ」～ inそなエリア東京」 映画の上映及びパネル展の開催、被災者である小山氏とのトークディスカッション等を行う。 ②「3.11ソレカラ～障害者・福祉職員の「あの日」と「ソレカラ」～ inみやぎ」 震災の経験や記憶を伝えるため、被災した障害者や福祉職員が地域住民と触れ合いながら販売会やワークショップを開催する。</p>	660

	事業名	事業者	事業概要	実績額 (千円)
4	東日本大震災宮城県民100の提言	一般社団法人宮城県社会福祉士会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災で、行われた様々な心の復興を意図した支援活動を当事者の語りとして取り上げ、各活動内容別に分類し、東日本大震災100の提言として取りまとめる。</li> <li>・この100の提言は、冊子にして関係機関に配布し、震災で得た知見を県民全体で共有する。</li> </ul> <b>【取組内容】</b> 「東日本大震災被災者支援の実践事例の収集及び編集並びに冊子の印刷製本」 編集委員会を充足させ、方針及び執筆者の選定及び依頼を行い、選定した100人の被災者に執筆してもらう。冊子として編集し、県内の関係団体へ無料配布する。	1,431
5	人の五感を刺激することにより心と体を再生する	一般社団法人復興支援士業ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災以後、体調を崩し自宅に引きこもっている方の大部分は心身や経済的にストレスを感じていることが多いため、体調を崩し自宅に引きこもっている方々に対してリラックスできる場を提供する。</li> <li>・アロマオイルを使ったクラフト作りと茶話会を通じて交流を促進する。</li> <li>・また、専門家(ファイナンシャルプランナー、社会福祉士、行政書士)が心身(具体的な医療部分は除く)に関するアドバイスをする。</li> </ul> <b>【取組内容】</b> 「人の五感を刺激することにより心と体を再生する」 アロマオイルによるクラフト作りを通じ、サロン活動を行う。併せて、その中で傾聴や専門家相談を実施する。	975
6	被災者自身が主体的に参加する「心の絆づくり」音楽プロジェクト	東北市民バンド協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害公営住宅自治会や町内会等と協力し、被災者が住民を誘い、参加者が打楽器、歌、手話などを演奏家や歌の指導者等と一緒に参加し、体験型交流コンサート(絆づくりコンサート)を行います。災害公営住宅(4か所)を中心に、被災した町内会の皆さんと交流が出来るように、町内会で開催する夏祭りや敬老会等の行事でも開催します。終了後は、感想など話し合い、参加者の親睦と融和を図り、住民同士の絆を深めるお茶会を開催します。</li> <li>・また被災者(参加者)アンケートを実施し、次のイベントに反映していきます。</li> <li>・1月に多賀城市文化センターで「おもいでのうたコンサート実行委員会」が主催する行事に、毎月練習してきた歌を発表の場として参加させていただき、3月には災害公営住宅集会所で集大成のコンサートを開催します。</li> </ul> <b>【取組内容】</b> 「被災者自身が主体的に参加する「心の絆づくり」音楽プロジェクト」 多賀城市の災害公営住宅等と協働しながら体験型の交流コンサートを行う。その中で、住民同士のサロン活動を開催し、事業の成果を報告書に反映させる。	3,202
7	被災地の子どもと親・シニアのためのプログラミング教室事業～プログラミングで「ふれる」「かんがえる」「まじわる」を体験してモノづくりの風を起こそう！Part2～	特定非営利活動法人Synapse40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地の災害公営住宅等を中心とした子どもと親・シニアを対象にして主体的な参加意識を促進し、「ふれる」「かんがえる」「まじわる」をコンセプトにした「子どもと親・シニアのためのプログラミング教室」を石巻市・東松島市・富谷市・大崎市で開催する。</li> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大防止により遠隔授業を導入する。公的な施設の利用が可能になった段階で、感染拡大防止策を講じつつ、PCを使わなくともプログラミングの基礎を身体で学べるプログラミング学習用ロボット、走らせたりゲームをしたりプログラミングすることで遊び方に自由度の高いロボティックボール、創造的で可能性が無限大のシングルボードコンピュータさらに、3次元の空間を認識してプログラミングできるドローンを導入する。</li> <li>・平成31年度事業において「micro:bitジュニア・アンバサダー」の称号を得た子ども達と「シニアのもくもくプログラミングクラブ」の「ベッツ・シニア・アンバサダー」として認定した方々を中心としてプログラミングを普及啓発し参加者の学びを合いを深めるための活動を行う。</li> <li>・様々なプログラミング教材に触れ体験や学びの成果を発表する「プログラミングフェスタ2021」を開催する。</li> </ul> <b>【取組内容】</b> 「被災地の子どもと親・シニアのためのプログラミング教室事業」 小学校で必修となったプログラミングについて、PCの設置台数の少ない被災地にてパソコン教室等を開催する。	2,000

	事業名	事業者	事業概要	実績額 (千円)
8	受益者から伝承者へ。 被災者の若者が子ども 支援活動を伝える事業	一般社団法人プ レーワーカーズ	<p>・震災直後に移動型遊び場へ参加した若者を対象に座談会等を行い、子どもの心のケア活動を当事者の目線で振り返り、記録する。</p> <p>・また、震災直後に連携・協働していた支援団体等へヒアリングを行い、当事者の声をまとめて整理する。</p> <p>・移動型遊び場(プレーカー活動)のノウハウを被災地域の若者や大学生へ伝える。</p> <p>【取組内容】 「受益者から伝承者へ。被災者の若者が子ども支援活動を伝えるプロジェクト」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被災した若者向けの座談会・インタビューを行う。</li> <li>子ども支援関係団体へのヒアリング調査を行う。</li> <li>被災地域の若者へ向けた移動型遊び場支援(ボランティア育成)の研修会を行う。</li> <li>座談会、インタビューをまとめた冊子を発行し、ボランティアを必要としている団体へ配布する。</li> </ol>	201
9	子どもの心のケア活動 ～自然豊かな素晴らしい海を知る～	チャイルドネット ジャパン	<p>・まず、被災者の皆さんが主体的となって行われる活動の中で心のケアの工作教室を行います。具体的には、塩釜では、子ども食堂さんの活動の中で、女川では、つながる図書館さんと、秋に行われる図書館祭りで、石巻では、子ども未来図書館で、万華鏡教室を行います。</p> <p>・そして、震災10年を迎えるにあたって、集大成として、また、ここからつながる絆の始まりとして、津波のせいで海が嫌いになった子どもたちの心の回復を願い、自然豊かな素晴らしい海に触れてもらうために、被災された漁師さんと地元の方々のご協力を得て、各地域の希望する子どもたち、みんなで海に出ます。</p> <p>【取組内容】 「子どもの心のケア活動～自然豊かな素晴らしい海を知る～」 万華鏡教室、子ども食堂にて絵本祭り、ハロウィン等のイベント行事、海へ出かける事業等</p>	1,710
10	被災者支援・ふるさと東 北支えあい運動	特定非営利活動法 人仙台明るい社会 づくり運動	<p>・復興公営住宅移転後も継続的な被災者への寄り添い事業を実施する。</p> <p>・震災風化防止、地域活性化、ものづくり、まちづくり、世代間交流、水産業支援の各カテゴリーを県内で実施する。</p> <p>・全国各地の関連団体との連携により、震災風化防止に取り組む。</p> <p>【取組内容】 「地域活性化と生きがいづくり及び東北の理解」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>復興住宅でのお祭り開催支援(地域活性化)</li> <li>地域コミュニティ支援による地域活性化(まちづくり)</li> <li>災害復興住宅での趣味の会支援(ものづくり)</li> <li>復興住宅での映画鑑賞会支援(地域活性化)</li> <li>子供支援(被災地の子供居場所づくり)</li> <li>東北以外住民と被災者の交流(震災風化防止)</li> <li>東北以外の住民の漁業体験(震災風化防止、水産業)事業概要と同じ</li> </ol>	300
11	交流促進による生きが い作りと地域課題解決 の復興まちづくり事業	特定非営利活動法 人故郷まちづくりナ イン・タウン	<p>【事業概要】 ・沿岸部被災地域からの住民や内陸部の住民が相互交流できる手創り交流市やワークショップ、企業等と連携した手作りランチの会、空き家を活用した仕事場と交流の場の創出や、まちづくりの情報共有プログラムを開催。</p> <p>【取組内容】 「手創り交流市とワークショップ、地域課題と解決の情報共有による安心できる暮らしへの転換」 沿岸部で被災して内陸へ避難してきた被災者等を対象とした交流会の場作り事業、手作り市を開催し、被災者が物品販売できる場を創り、生きがいを見いだす。</p>	2,000
12	『今を支え・未来を育て る』地域循環サステナ ブル交流事業	特定非営利活動法 人スマイルシード	<p>コロナ対策を徹底した上で、被災した地域住民が身近な地域景観の中で目標と意識を持ち、耕作・栽培を行い、人と人の繋がりと生きがいを持ち互いに協力し合い寄り添いながら「人・社会・環境」の中で持続可能な歩みを進める。農園活動を中心に収穫物を活用したカフェ交流の実施や被災地への応援野菜提供など、高齢者・障害者・被災者・多世代との活動を「時間差・限定的・少人数」対応で行う。新しい生活環境を自ら作り分け合う活動。</p>	2,000

	事業名	事業者	事業概要	実績額 (千円)
13	閑上・元気運べ	一般社団法人ふらむ名取	地域情報紙「閑上だより」発行に、作成、配布に参画することで、被災地内外の交流が生まれ孤立防止や注目されている意識が住民同士の繋がりを強くするものと期待できます。地域交流企画として、各集会所、公民館で茶話会、共同作業を行い意思疎通を図り、繋がりが生かされ、孤独感から解放され地域交流の活性化が期待できます。	2,000
14	子どもから高齢者まで心の居場所「あそび一ぱー」	一般社団法人気仙沼あそび一ぱーの会	【事業概要】 ①子ども食堂「ほしぞら食堂」の開催、アウトドア調理実習 ②「匠ななすびの会」の活動サポート ③ふれあい農園づくりの実施	1,167
15	被災者の生きがいがいづくりと被災者や被災地同士の絆づくり事業	一般社団法人ワタマスマイル	【事業概要】 石巻市東部地区(渡波および湊地域)の被災者を中心に「新型コロナウイルス飛沫感染防止遮へい板」を作製し、石巻市・東松島市・女川町の災害公営住宅や自治会等へ無償で配布・設置する。さらに、製作に関わった被災者とそれを受け取った被災者間で交流会を実施し、被災者同士や被災地域同士の交流を図る。	2,000
16	モノづくりを通した心のげんきUPプロジェクト	特定非営利活動法人まなびのたねネットワーク	【事業概要】 ①学校の現状とニーズを把握し、調整した内容のモノづくり体験を通して、目には見えない心の状態を共有することで、一人一人の心の状態が見える化する(経費1,510,618円※参加者負担90,000円分除く)。 ②名取市閑上地区の災害公営住宅の住民や公民館職員、小中学校の児童生徒を対象に、地域でのつながりづくり、顔の見える関係づくりを目指してワークショップを行う。ワークを通して、自己理解を深め、他者との違いを認識して、「生きやすく」する(経費587,500円)。	802



## NPO活動促進事業について

## (1) プロボノ事業（平成29年度から実施）

## 【事業の目的】

多様な主体との連携の構築により、多様化する社会的課題に対応するため、企業や行政などに所属しWebデザインやマーケティング等様々なスキルを持ったNPO支援者とNPOをマッチングし、NPOの運営基盤強化を図る。

## プロボノとは

「公共善のために」を意味するラテン語の「Pro Bono Publico」を語源とする言葉で、「自らの経験や職業上のスキルを生かして社会貢献するボランティア活動全般」のことをいう。

## 【事業の実施状況】

令和2年2月13日 企業向けプロボノ普及啓発セミナー  
テーマ：企業の社会貢献の新しい動き～プロボノで社会貢献～

令和3年3月26日 プロボノ普及啓発セミナー  
テーマ：スキルを活かしたボランティア「プロボノ」のはじめ方  
※オンラインにより実施：参加者36名  
(企業12名, NPO12名, 大学関係2名, 行政10名)

## (2) NPO支援施設フォローアップ事業（令和2年度から実施）

## 【事業の目的】

県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点である、宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）と県内の各地域のNPO支援施設との連携を強化し、NPO支援施設の活動支援及び人材育成を行うとともに、みやぎNPOプラザとNPO支援施設との協働事業を実施することで、NPO支援施設の機能強化と地域NPO活動の促進を図るもの。

## &lt;宮城県内のNPO支援施設&gt;

- ① 仙台市市民活動サポートセンター
- ② 石巻市NPO支援オフィス
- ③ 塩竈市協働推進室
- ④ 気仙沼市民活動支援センター
- ⑤ 白石市民活動支援センター
- ⑥ 名取市市民活動支援センター
- ⑦ 多賀城市市民活動サポートセンター
- ⑧ 岩沼市市民活動サポートセンター
- ⑨ とめ市民活動プラザ
- ⑩ 栗原市市民活動支援センター
- ⑪ 東松島蔵しっくパーク
- ⑫ 大崎市市民活動サポートセンター

## 【事業の内容】

## ○活動支援（年度前半に実施）

個別訪問の実施、各施設の現状及び課題の調査、助言・指導を行う。

## ○人材育成研修（年度後半に実施）

NPO支援施設の職員を対象に中間支援施設としての支援力向上と地域のNPO活動促進のためのネットワーク構築を目的とした人材育成研修の実施

## ○協働事業の実施（年度後半に実施）

みやぎNPOプラザとNPO支援施設が連携して協働事業を企画・実施する。

**【委託事業者】**

認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる（みやぎNPOプラザ指定管理者）

**【委託期間】**

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

**【事業実績】**

- ① 県内12箇所のNPO支援施設について訪問，相談，意見聴取等（7月～9月）
- ② 協働事業の実施

栗原市市民活動支援センターとの協働事業	：令和2年11月20日
「プロが教える 市民活動団体のための公告づくり講座」	定員：20名 参加者9名
岩沼市市民活動支援センターとの協働事業	：令和2年12月18日
「市民活動お役立ち講座 パソコンを使ったチラシ作り講座」	定員：15名 参加者：20名
気仙沼市市民活動支援センターとの協働事業	：令和3年1月20日
「NPO法人・市民活動団体のための会計税務相談会」	定員：3団体程度 参加者：3団体
石巻市NPO支援オフィス，東松島蔵しっくパークとの協働事業	：令和3年3月17日
「NPO・市民活動団体のためのオンライン会計初級講座」	定員：27名 参加者：17名

- ③ NPO支援施設職員人材育成研修の開催

開催日時	令和3年2月25日，26日 2日間
会場	東北自治総合研修センター
対象	NPO支援施設職員（15名程度）
内容（テーマ）	①講義（オンライン）「ポストコロナ時代の市民活動・NPO支援のあり方を探る」 ②情報交換「コロナ禍の市民活動・NPO支援の状況と課題」 ③講義「新型コロナに感染しない、させない施設運営や事業運営の注意点」
参加者	10名

令和2年度プロボノ普及啓発セミナー アンケート集計結果

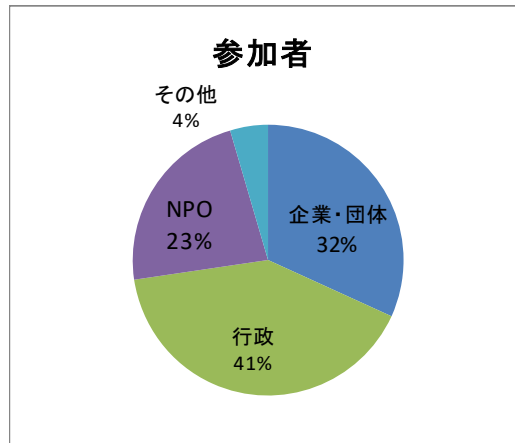
アンケート回収数 22件

セミナー申込者数 36名

1 参加者の方についてお伺いします。ご所属について当てはまるものに✓を記入してください。

企業・団体 士業 行政 NPO その他 ( )

区分	回答数
企業・団体	7
士業	0
行政	9
NPO	5
その他	1
合計	22



2 本日のセミナーについてお伺いします。内容について当てはまるものに✓を記入し、その理由を教えてください。

大変参考になった 参考になった あまり参考にならなかった 参考にならなかった

区分	回答数	企業・団体	行政	NPOその他
大変参考になった	6	4	1	1
参考になった	16	3	8	5
あまり参考にならなかった	0	0	0	0
参考にならなかった	0	0	0	0
合計	22	7	9	6

理由

- ・実際にプロボノ活動を受けている団体の話が聞けて大変勉強になった。情報発信が大事であるというのが印象的だった。
- ・実際にどうプロボノを受け入れ、どんな注意点があるのか、石渡さんの説明が分かりやすかった。
- ・具体的な事例を聞くことができたので参考になりました。
- ・プロボノの支援側と受入側の双方のメリット、必要性が理解できた。
- ・オンラインを活用したセミナーは有意義なものと感じた
- ・プロボノからの協力を得るために工夫していること、注意していることなどの具体的なお話が参考になった。

理由

- ・お恥ずかしい話ですが、プロボノという言葉も初めて聞いたこともあり、活動内容をお聞きし、大変感動致しました。
- ・このような繋がりが広がっていったら、大変心強いと思います。
- ・プロボノを知らなかったのでどういうものか理解できた。
- ・法律事務所のプロボノをする本音が聞けて良かった。ただ、公益活動を行う義務やアピールのために、NPOが利用されているとも感じる。
- ・プロボノの事例が多岐で、このようなプロボノがあるのだと分かり、参考になりました
- ・各々事業の確立の背景には、各種専門知識を備えた人材の力を持って成り立つ事。様々な分野の人材が、業種業態を超えて補填し合う仕組みが素晴らしい取り組みであると認識しました。
- ・プロボノがどのようなものか知ることができ、自分に何が出来るか考えるきっかけとなった。
- ・そもそも「NPOとは」、「プロボノとは」ということや、本県の現状が理解できました。
- ・プロボノについてどのような活動があるのか、最前線で活躍されている方々の生の声を聞くことが出来、大変有意義な時間を過ごすことができた。

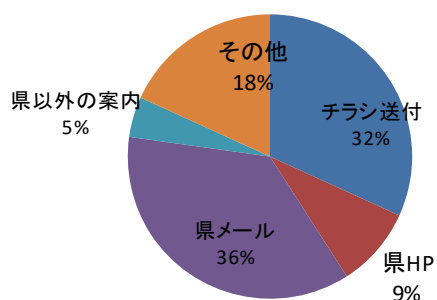
3 今回のセミナーをどのようにして知りましたか？ 当てはまるものに✓を記入してください。

- 宮城県からのチラシ送付      宮城県のホームページ      宮城県広報課 Facebook  
宮城県からのメール案内      宮城県以外からの案内等      その他（                      ）

(複数回答あり)

区分	回答数	企業・団体	行政	NPOその他
チラシ送付	7	1	3	3
県HP	2	0	2	0
県Facebook	0	0	0	0
県メール	8	4	1	3
県以外の案内	1	1	0	0
その他	4	1	3	0
合計	22	7	9	6

セミナーを知ったきっかけ



その他の内容

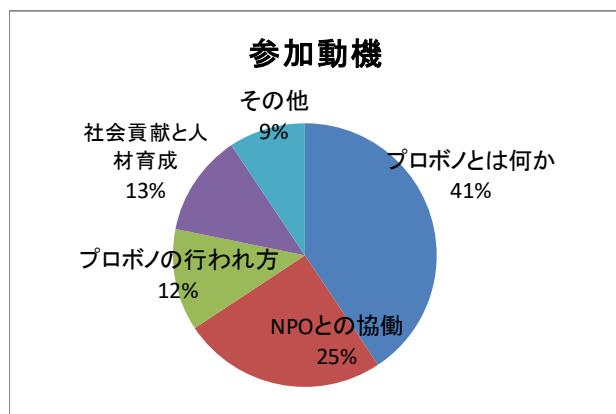
- ・ポータルサイト
- ・NPO 班から
- ・職場の上司の薦めにより受講

4 参加動機について、当てはまるものにチェックを記入してください。

- プロボノとは何か、学びたかったから  NPOとの協働やプロボノについて興味があったから  
 プロボノがどのように行われているのを知りたかったから  
 社会貢献と人材育成の両立について知りたかったから  
 その他（ ）

(複数回答あり)

区分	回答数	企業・団体	行政	NPOその他
プロボノとは何か	13	5	4	4
NPOとの協働	8	0	5	3
プロボノの行われ方	4	1	1	2
社会貢献と人材育成	4	0	1	3
その他	3	2	1	0
合計	32	8	12	12



その他の内容

- ・ どういうものか知りたかった
- ・ 会社からの案内
- ・ オンラインによる手法

5 「プロボノ」について御存知でしたか？ 当てはまるものにチェックを記入してください。

- 知っている  知らなかった

区分	回答数	企業・団体	行政	NPOその他
知っている	11	0	6	5
知らなかった	11	7	3	1
合計	22	7	9	6

6 個人として、「プロボノ」活動をしたことがありますか？ 当てはまるものにチェックを記入してください。

- 活動したことがある  活動したことはない

区分	回答数	企業・団体	行政	NPOその他
ある	0	0	0	0
ない	22	7	9	6
合計	22	7	9	6

7 「プロボノ」活動について、当てはまるものにチェックを記入してください。

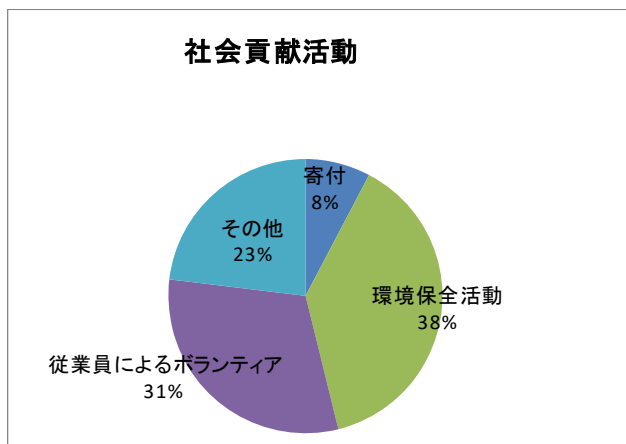
既に取り組んでいる 取り組む予定がある 今後取り組んでみたい 取り組む予定はない

区分	回答数	企業・団体	行政	NPOその他
既に取り組んでいる	0	0	0	0
取り組む予定	0	0	0	0
今後取り組んでみたい	13	6	3	4
取り組む予定なし	9	1	6	2
合計	22	7	9	6

8 企業・団体に所属されている方にお伺いします。貴社・貴団体では、どんな社会貢献活動をしていますか？当てはまるものに✓を記入してください。また、その内容について教えてください。

寄付 助成 環境保全活動 従業員によるボランティア活動 その他

区分	回答数	企業・団体	行政	NPOその他
寄付	1	1	0	0
助成	0	0	0	0
環境保全活動	5	4	0	1
従業員によるボランティア	4	3	1	0
その他	3	2	0	1
合計	13	10	1	2



その他の内容

- ・ボランティア・サークル活動が盛んで地域等の町内会や施設等に訪問し活動している。
- ・高齢者と子どもの食堂
- ・特にない。

→（記載内容）・地域（公園、河川、ダム等）の清掃活動 ・防災林植樹活動  
 ・災害時の寄付 ・省エネ、リサイクルの推進 ・周辺地域の緑化整備

9 県への要望やその他ご意見がございましたら、記入してください。

内容

- ・ NPOのニーズとプロボノに取り組んでみたい人がうまくマッチングするよう今後も情報発信をお願いします。
- ・ 今回初めてプロボノという活動を知り、高齢者の移動、被災地への移動、困窮者への移動手段を提供しているということを知り、大変感銘を受けました。また、大学とも連携し、経験も積めるし、コスト削減にも繋がるように色々考えられていて、とても興味深かったです。今後もこのような機会がございましたら、参加させて頂きたいです。ありがとうございました。
- ・ 県でボランティア人材を募集するものがあると参加しやすいかと思いました。
- ・ 様々なボランティア活動の横の繋がりが出来たら 皆に優しい地域の交流や活性化につながっていくと思います。コロナが収束したら、ぜひ交流会を開いてください。
- ・ 周知をもう少し早めに行って欲しかった。





17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



# スキルを活かしたボランティア

## 「プロボノ」のはじめ方

### ～日本カーシェアリング協会の取組～

多様化・複雑化する課題に対応するため、自主的に課題解決に取り組むNPOの活躍が期待されています。一方で人材不足や資金獲得など運営基盤強化が必要となっているNPOも少なくありません。

Webデザインやマーケティング、会計・法務知識など、社会人が職業上のスキルや専門知識を活かしてボランティア活動を行う「プロボノ」は、NPOの運営基盤強化だけではなく、企業や行政にとっても人材育成に有効だといわれています。

様々な課題に取り組む人々と出会い、新しい自分を発見し社会貢献できる、「プロボノ」について学びます。

日時 令和3年3月24日(水) 14:30～15:30

◆ 開催方法 オンラインツール(Zoom)

◆ 参加費 無料

◆ 対象者 NPO、企業、行政等

- ・プロボノとの協働を考えているNPO
- ・プロボノなどのボランティア活動に興味がある方
- ・社会貢献活動や人材育成に関わっている方 など

◆ 定員 60名(先着順)



## プログラム

◇ 本県のプロボノ事業について

◇ プロボノ事例紹介

日本カーシェアリング協会での取組事例

◇ 質疑(チャット機能にて受け付けします)

### 《一般社団法人日本カーシェアリング協会(石巻市)》

#### 【どんな団体?】

- ・東日本大震災を機に移動に困る方々の手助けをしたという思いから平成23年に設立。
- ・車の寄附を集め、車を必要とする人や地域に貸出をする活動や車をシェアして支え合う仕組みをつくるなどの活動を行っている。

#### 【募集しているプロボノは?】

- ・広報・写真・デザイン・翻訳・法務・労務・税務
- ・経営マーケティング・ファシリテーション
- ・エンターテインメント(音楽・落語等)など団体の活動から組織運営に関することまで

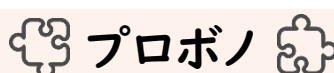
## 事例紹介者



◆ (一社)日本カーシェアリング協会  
ソーシャルカーサポート事業部

事業部長 石渡 賢大 氏

千葉県出身。慶應義塾大学文学部卒。損害保険会社で5年間勤務した後退職し、協会の活動に参画。協会では主に、寄付車を活用した生活困窮者やNPO支援、震災の伝承や、損害保険代理店業務、ファンドレイジング業務を担当している。上記活動とは別に准認定ファンドレイザー、社会貢献教育ファシリテーターとして活動中。



◇ 西村あさひ法律事務所

弁護士 佐々木 秀 氏

2003年に弁護士登録・西村あさひ法律事務所に入所後、争訟・危機対応、金融機関規制等を含む広範な企業法務及びM&Aを中心に従事。金融機関法務部への出向、海外留学、海外法律事務所での研修を経験(2015年に米国NY州弁護士登録)。複数のプロボノ団体について、法令調査・契約のチェック等、業務経験を活かしてサポートを実施。

◇ 西村あさひ法律事務所

弁護士 角田 龍哉 氏

法科大学院生の頃から法教育/プロボノ団体(BLP-Network)の活動に従事。2014年に弁護士登録・西村あさひ法律事務所に入所後は、独占禁止法をはじめ、個人情報保護、消費者保護規制、電気通信規制等の国内外の行政規制対応を中心とした企業法務に従事。複数のプロボノ団体について、業務経験を活かした法令調査等のサポートを実施。

## ◆なぜプロボノなの？

東日本大震災の被災地においては、震災直後から多くのNPO等がその機動性や専門性を活かした被災者支援などの活動を自主的に展開し、復興の進展に重要な役割を果たしてきました。

震災から10年となる現在も、NPO等による取組は被災者支援において重要な役割を果たしています。また、少子高齢化の更なる進展に伴う新たな地域課題への対応や新型コロナウイルス感染症による社会の変化への対応においても行政と多様な主体との連携強化や協働推進が求められており、NPO等の役割に大きな期待が寄せられています。

しかし、県内の多くのNPO等は人材不足や資金獲得に悩んでおり、NPOの基盤運営強化が課題となっています。

その解決策の1つとして、宮城県では企業や団体等に所属しながら職業上のスキルを活用して社会貢献する「プロボノ」に注目し、プロボノによるNPO支援を進めています。

### 参加申込方法

ファックス または メール でお申し込みください。

FAX : 022-211-2392

e-mail : kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

- ・FAXでお申し込みの方は、この用紙に必要事項を記載し、そのままお送りください。
- ・e-mailでお申し込みの方は、下記の内容をメール本文に入力の上、送信してください。

申込期限  
令和3年  
3月19日(金)

#### 【参加申込の方へ】

- ・セミナーの開催の2日前(3月22日(月))に、お申し込みいただいたE-mailアドレスに接続用URLをお送りします。前日正午になってもメールが届かない場合は、ご連絡ください。
- ・セミナー参加の際は映像・カメラ機能を Off にしてご参加ください。また、録音・録画はご遠慮ください。
- ・当日は開始10分前から入室の受付を開始します。

企業名・団体名		
連絡先	TEL	FAX
e-mail		
参加者	氏名	役職
	氏名	役職
	氏名	役職
事例紹介者へご質問などありましたらご記入ください。		

※個人情報は適切に管理し、本事業の推進にのみ利用させていただきますが、主催者が関与する各種連絡・情報提供に利用させていただく場合があります。

お問い合わせ

宮城県 環境生活部 共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班

お申し込み先

TEL : 022-211-2576 FAX : 022-211-2392 e-mail : kyoshan@pref.miyagi.lg.jp

## NPO推進事業発注ガイドラインについて

### 1 目的

NPOが公共的なサービスの提供、多様なコミュニティビジネスの展開、さらには新たな雇用機会の創出など地域に根ざした活動により地域づくりの新しい担い手として期待されているところから、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、県の事業のNPOへの業務委託を推進するために、その発注手続の適正化を図るものである。

### 2 業務委託の発注区分

- (1) 収益事業：一般企業と同様な発注制度により取り扱うものとする。
- (2) 本来事業：本ガイドラインに定める「NPO推進事業選定基準」により、NPO活動を促進するモデル事業（以下「NPO推進事業」という。）として選定された事業を実施する場合は、NPOの特質を考慮した発注条件（以下「NPO推進事業発注システム」という。）により取り扱うことができるものとする。

### 3 NPO推進事業発注システム

NPO推進事業は、NPOの特質（主体性、個別性、先駆性等）を考慮し、事前に業務企画提案書の提出を受けることを基本とし、次の方法で発注する。（施行能力の確認のため、業務企画提案書を提出させる。）

#### ①業務内容からNPO間の価格競争が可能な場合（サービスの提供等）

事業内容に関する基本仕様を示して公募し、提出された業務執行計画書（業務執行の方法、体制等）により施行可能なNPOを選考し、見積合わせにより決定する。

#### ②業務内容から特定1団体を選定する必要がある場合（施策や事業の立案、実施等）

業務企画提案書を広く公募し、プロポーザル方式により選定する。

#### ③当該業務を履行できるNPOが特定1団体に限られている場合

特定の団体に、事業内容に関する基本仕様を示して業務企画提案書の提出を求め、施行能力等について審査し、実施可能なNPOが特定の1団体であることを明確にする。

### 4 NPO推進事業の選定基準

次の要素を総合的に勘案し、NPOの特質である自主性・個別性・先駆性等が必要とされ、特にNPOが実施することが適切であると認められる事業を選定する。

- ① 地域に根ざした活動が必要な事業
- ② コミュニティビジネスの展開や地域の雇用創出等の効果が期待できる事業
- ③ NPO支援・促進のため象徴的・モデル的に実施することが望ましいと認められる事業

## 5 NPO推進事業に選定されるメリット

- (1) 契約保証金の免除
- (2) 予定価格の事前公表
- (3) 前払金制度及び概算払制度の活用

## 6 令和2年度NPO推進事業実績一覧

No.	事業名	担当課(室)	契約期間	契約金額 (千円)	契約の相手方名称
1	宮城県森林インストラクター養成講座事業	環境生活部自然保護課	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止		
2	みやぎ自然環境サポーター養成講座事業	環境生活部自然保護課	令和2年6月17日から 令和3年1月31日	211	特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会
3	農山漁村集落体制づくり支援事業	農政部農山漁村なりわい課	令和2年6月1日から 令和3年3月12日	8,907	株式会社東北農都共生総合研究所
4	みやぎ防災林パートナーシップ事業	水産林政部森林整備課	令和2年7月13日から 令和3年3月26日	1,706	特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会
5	蕪栗沼河川管理業務	土木部河川課(東部土木事務所 所登米地域事務所)	令和2年6月5日から 令和3年3月26日	495	特定非営利活動法人蕪栗ぬまっこくらぶ
6	小田ダム 管理費事業 (農業農村整備事業及び県単独事業)	土木部河川課	令和2年6月5日から 令和2年12月25日	605	特定非営利活動法人蕪栗ぬまっこくらぶ
7	北北上運河外環境保全事業(子ども体験観察校)	土木部河川課(東部土木事務所)	令和2年6月5日から 令和3年2月26日	2,785	特定非営利活動法人ひたかみ水の里
8	みやぎ県民大学推進事業 (みやぎ県民大学「自主企画講座」)	教育庁生涯学習課	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止		
9	仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニ ティ復興支援事業 (地域学校協働活動推進事業)	教育庁生涯学習課	令和2年8月3日から 令和3年3月31日	4,000	特定非営利活動法人地球のステージ
			令和2年8月3日から 令和3年3月31日	3,996	みやぎ子ども教育支援ネットワーク協議会み ぎとわ(任意団体)

## 7 令和3年度NPO推進事業選定一覧

No.	事業名	担当課(室)	契約期間	契約金額※ (千円)	契約の相手方名称
1	宮城県森林インストラクター養成講座事業	環境生活部自然保護課	令和3年度内	1,971	NPO等民間非営利団体予定
2	みやぎ自然環境サポーター養成講座事業	環境生活部自然保護課	令和3年度内	212	NPO等民間非営利団体予定
3	みやぎ防災林はぐくみ育てる実践事業	水産林政部森林整備課	令和3年度内	1,045	NPO等民間非営利団体予定
4	蕪栗沼河川管理業務	土木部河川課(東部土木事務所 所登米地域事務所)	令和3年度内	5,200	NPO等民間非営利団体予定
5	小田ダム管理費事業 (農業農村整備事業及び県単独事業)	土木部河川課(栗原地方ダム 総合管理事務所)	令和3年度内	632	NPO等民間非営利団体予定
6	北北上運河外環境保全事業(子ども体験観察校)	土木部河川課(東部土木事務所)	令和3年度内	3,000	NPO等民間非営利団体予定
7	みやぎ県民大学推進事業 (みやぎ県民大学「自主企画講座」)	教育庁生涯学習課	令和3年度内	220	NPO等民間非営利団体予定
計7事業		3課		12,280	

## 「NPO等における専門家相談支援事業助成金」について (宮城県新型コロナウイルス感染症対策民間非営利活動支援事業)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動の自粛を余儀なくされた宮城県内のNPO等を支援するため、NPO等が活動の継続のために専門家への相談が必要な場合、その相談に要する経費の一部を助成します。

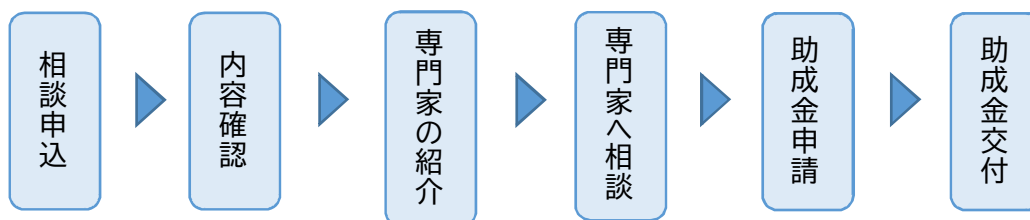
本助成金事業は、県内の中間支援組織2団体への間接補助により実施するものです。

### 1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内のNPO等が、専門家へ相談（活動を継続するために各種助成金等の申請に係る相談、運営相談、税務相談、法律相談等）を行う場合、相談に係る費用の一部を助成します。

- 専門家とは、社会保険労務士、公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士その他の公的資格を有する者をいいます。
- 助成対象は、新型コロナ感染症の影響による相談とし、新型コロナ感染症の影響と判断できない内容に係る相談は対象外となります。また、各種書類作成・申請代行も対象外となります。

### 専門家相談の申込から助成金交付までの流れ



**相談申込** 専門家相談を希望し、助成金の交付を受けようとするNPO等は、原則として事前に相談申込が必要です。

**内容確認** 相談内容をヒアリングし、専門家の紹介の可否を決定します。

**専門家の紹介** 相談内容により適した専門家を御紹介します。

※ヒアリングの内容によっては、専門家を紹介できないことがあります。

**専門家へ相談** 専門家紹介の決定の後に、紹介された専門家に直接御相談いただきます。

**助成金申請** 助成金の申請は、専門家への相談費用のお支払い後となります。申請書等は郵送で御提出いただきます。申請書は相談・申請窓口となる各団体のホームページからダウンロードできます。

**助成金交付** 申請書等を審査し適当と認められた場合は、口座振込により助成金を交付します。



## 2 助成対象者

NPO法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（非営利型法人に該当する法人に限る）で次の要件をすべて満たす法人

- ① 県内に主たる事務所があること
- ② 継続的に活動を行っており、引き続き活動する意思があること
- ③ 公益的な活動を行っていること
- ④ 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的としていないこと
- ⑤ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制下でないこと

## 3 助成上限額、助成率

1団体当たり5万円を上限とし、4分の3に相当する額（千円未満切り捨て）を助成します。

※ 申請は1団体1回限りです。

※ 複数回の相談をまとめて申請することも可能です。

※ 他の補助金等との併用はできません。

## 4 助成金交付申請期限

令和3年2月8日（月）まで

※ ただし、本事業予算の上限に達した際には、期限前でも受付を締め切らせていただきます。

## 5 留意事項

令和2年6月1日以降に実施した相談も遡って助成の対象とします。ただし、助成対象は、新型コロナウイルス感染症の影響による各種相談となりますので、新型コロナウイルス感染症の影響と判断できない内容に係る相談は対象外となります。また、各種書類の作成・申請代行も対象外となります。

## 6 相談・申請のお問い合わせ先

相談申込から助成金の支払いまでを県内の中間支援組織2団体が実施します。

### 認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 3-11-6 コーポラス島田 B-6

電話：022-791-9323 ファックス：022-791-9327

Eメールアドレス：npo@yururu.com

URL：<https://www.yururu.com/>

### 特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター

〒980-0803 仙台市青葉区国分町 1-8-10 大和ビル 4F

電話：022-264-1281 ファックス：022-264-1209

Eメールアドレス：minmin@minmin.org

URL：<http://www.minmin.org/>

宮城県内に主たる事務所を有するNPO法人の認証・認定(特例認定)状況について

1 NPO法人の認証数

年度末	宮城県 所轄分 [A]	認証事務等所管別内訳 ([A]の再掲)				仙台市 所轄分 [B]	合 計 (A+B)
		宮城県	栗原市	大崎市	登米市		
H10 末	6	6					6
H11 末	4 2	4 2					4 2
H12 末	7 7	7 7					7 7
H13 末	1 1 3	1 1 3					1 1 3
H14 末	1 6 0	1 6 0					1 6 0
H15 末	2 4 3	2 4 3					2 4 3
H16 末	3 2 5	3 2 5					3 2 5
H17 末	3 9 6	3 9 6					3 9 6
H18 末	4 4 4	4 4 4					4 4 4
H19 末	4 7 7	4 7 7					4 7 7
H20 末	5 0 3	5 0 3					5 0 3
H21 末	5 4 6	5 4 6					5 4 6
H22 末	5 8 6	5 8 6					5 8 6
H23.4.1	5 8 6	5 6 7	1 9				5 8 6
H23 末	6 2 7	6 0 8	1 9				6 2 7
H24.4.1	2 8 4	2 6 5	1 9			3 6 3	6 4 7
H24 末	3 2 1	3 0 2	1 9			3 8 8	7 0 9
H25.4.1	3 2 1	2 7 2	1 9	3 0		3 8 8	7 0 9
H25 末	3 5 4	3 0 1	1 9	3 4		4 1 9	7 7 3
H26 末	3 6 9	3 1 5	1 9	3 5		4 1 6	7 8 5
H27 末	3 8 6	3 0 5	1 9	3 9	2 3	4 2 1	8 0 7
H28 末	3 9 2	3 1 1	2 0	3 8	2 3	4 1 3	8 0 5
H29 末	4 0 8	3 2 6	1 9	3 9	2 4	4 1 2	8 2 0
H30 末	4 1 4	3 3 0	2 0	3 8	2 6	4 1 2	8 2 6
R1 末	4 1 7	3 3 3	2 0	3 7	2 7	4 0 2	8 1 9
R2 末	4 1 1	3 2 5	2 0	3 9	2 7	4 0 9	8 2 0
R3.6 末	4 0 9	3 2 3	2 0	3 9	2 7	4 0 8	8 1 7

- (注1) 特定非営利活動促進法(NPO法)の改正(H24.4.1施行)により、複数の都道府県に事務所がある法人の所轄庁が内閣府から都道府県となった。
- (注2) NPO法の改正により、政令指定都市も所轄庁となったため、仙台市の区域のみに事務所がある法人は、仙台市の所轄庁となった。
- (注3) 事務処理の特例に関する条例により、認証事務等の権限をH23.4.1から栗原市に、H25.4.1から大崎市に、H27.4.1から登米市にそれぞれ移譲している。

※R2年度3月末→R3年6月末の増減内訳

- ・ 県：新設0 + 転入1 - 転出0 - 解散3 = -2
- ・ 栗原市：変動無し ・ 大崎市：変動無し ・ 登米市：変動無し
- ・ 仙台市：新設2 + 転入0 - 転出1 - 解散2 = -1

## 2 認定（特例認定）NPO法人

- NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして、所轄庁の認定を受けた法人。
- 認定（特例認定）法人になると、当該法人に対し寄附をした者に対する税制上の優遇措置（寄附金控除）があるほか、法人自身も税制上の優遇措置を受けることが出来る（特例認定NPO法人を除く）。
- 認定の有効期間は、認定NPO法人は5年（有効期間の更新可）、特例認定NPO法人は、3年（有効期間の更新不可）。
- NPO法の改正により、H24.4.1 から認定（特例認定）NPO法人の所轄庁が都道府県及び政令指定都市となった。
- 認定（特例認定）NPO法人数（令和3年6月末現在）

所轄庁	認定NPO法人			特例認定 NPO法人
	国税庁認定	所轄庁認定	計	
宮城県	0	10	10	0
仙台市	0	18	18	0
計	0	28	28	0

※所轄庁認定による全国の認定（特例認定）状況（令和3年5月31日現在）  
認定 1,166法人 特例認定 39法人 合計 1,205法人

### ※県所轄庁の認定特定非営利活動法人

	名称	主たる事務所	認定日	有効期限
1	特定非営利活動法人さわおとの森	利府町	H25.7.19	R5.7.18
2	特定非営利活動法人地星社	岩沼市	H27.3.31	R7.3.30
3	特定非営利活動法人ハートフル福祉募金	仙台市	H28.3.25	R8.3.24
4	特定非営利活動法人底上げ	気仙沼市	H28.7.27	R3.7.26
5	特定非営利活動法人 みやぎ身体障害者サポートクラブ	栗原市	H28.8.23	R3.8.22
6	特定非営利活動法人ロージーベル	名取市	H26.7.10	R6.7.9
7	特定非営利活動法人 輝くなかまチャレンジド	石巻市	H29.3.31	R4.3.30
8	特定非営利活動法人 防災・減災サポートセンター	富谷市	H29.5.24	R4.5.23
9	認定特定非営利活動法人 災害医療ACT研究所	石巻市	R2.3.30	R7.3.30
10	特定非営利活動法人こども∞感ばにー	石巻市	R3.6.4	R8.6.3



## 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）指定管理者を募集します

宮城県では、県内のNPO活動を促進するための拠点施設として、平成13年に宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）を設置し、平成17年4月からは、県に代わって民間事業者が施設を管理する「指定管理者制度」を導入し、効率的・効果的な管理運営を行ってきました。

このたび、現在の指定管理者（施設の管理運営業務を実施する団体）による指定期間が令和4年3月末で終了することから、良質なサービスを安定的に提供し、公平で効果的な施設管理ができる指定管理者を下記により募集します。

### 1 指定管理者を募集する施設の名称及び所在地

名称：宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）

所在地：仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地

### 2 管理を行う期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

### 3 申請資格

宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成十年宮城県条例第三十六号）第二条第二項に規定する民間非営利活動団体であって、かつ、主たる事務所を宮城県内に有する者とします。

上記の者を含む複数の団体が共同事業体を組成して申請することも可能です。

詳しくは、下記 URL 及び宮城県民間非営利活動プラザ指定管理者募集要項をご覧ください。

（共同参画社会推進課HP <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/npoplaza-r3boshu.html>）

### 4 申請受付期間

令和3年7月12日（月曜日）から令和3年8月26日（木曜日）午後5時まで（必着）

### 5 今後のスケジュール（予定）

日時	内容
令和3年7月21日（水）	現地説明会
令和3年8月2日（月）	募集要項に関する質問の受付締切
令和3年8月26日（木）	申請書の受付締切
令和3年9月上旬	第一次審査（書類審査）
令和3年10月上旬	第二次審査（指定管理者選定委員会によるヒアリング審査）
令和3年10月下旬	第二次審査結果通知
令和3年12月中旬	指定管理者の指定に関する議会の議決
令和3年12月下旬	指定管理者の指定 協定の締結に関する協議
令和4年3月下旬	協定の締結
令和4年4月1日（金）	管理の開始

### 6 問い合わせ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班 担当 佐藤

TEL：022-211-2576 FAX：022-211-2392 E-mail：kyoshan@pref.miyagi.lg.jp



## 宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況

## 1 令和3年度 第1回拠点部会

(1) 日時 令和3年6月14日(月)午後2時から午後4時まで

## (2) 議事の概要等

## ① 議題1 民間非営利活動施設第2号の令和元年度分事業実績報告及びヒアリング

## イ 報告団体

特定非営利活動法人ハンス・バーガー協会

## ロ 実績報告について委員からの評価

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の達成が難しい状況であったことは理解できるが、地域との関わりを強くできるよう、工夫を求めたい。
- ・ 「農耕・園芸作業棟」事業、「世話人会議場所」事業については、利活用されていると感じるものの、「日中一次支接受場所」事業については、計画の見直しが必要ではないか。
- ・ 近隣に借りた畑により無農薬野菜等を栽培、販売を行う中で、新たに畑を無償で貸してくださる地元の方が現れたことは評価に値する。

## ② 議題2 民間非営利活動施設第4号の令和元年度分実績報告及び契約継続に係る事業計画の説明・ヒアリング

## イ 報告及び再契約希望団体

特定非営利活動法人シャロームの会

## ロ 実績報告について委員からの評価

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を感じさせない能動的な事業展開で、地域住民との信頼関係を築きながら、参加型の企画など取り組まれている様子が窺える。
- ・ 近隣の市営住宅居住者のニーズを本施設内で対応するなど、地域と連携しながら、施設の有効活用が図られている。
- ・ 事業運営全体から見ても優良な団体であり、施設の管理状況を見ても全体的に丁寧な管理と細かな配慮により良好に使用されていると見られる。

## ハ 再契約について委員からの評価

- ・ 再契約可

## 2 令和3年度 第2回拠点部会(予定)

(1) 日時 未定

## (2) 議事の概要等

① 議題1 (案) 民間非営利活動施設第1号の令和2年度分実績報告

② 議題2 (案) 民間非営利活動施設第3号の令和2年度分実績報告

③ 議題3 (案) 民間非営利活動施設第6号の応募団体審査 ※現在公募準備中



## 宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業

令和3年7月末日時点  
環境生活部共同参画社会推進課

## 事業概要

東日本大震災の復興支援及び被災者支援(以下「復興・被災者支援」という。)を行うNPO法人等(NPO法人, ボランティア団体, 公益法人, 社会福祉法人, 地縁組織(自治会, 町内会)による絆力(東日本大震災の被災地等において、被災者と他の人々、特に被災者の生活再建等に深い関わりを持つ行政・支援者・地元住民等を結びつける力)を活かした復興・被災者支援の取組や復興・被災者支援を行うNPO法人等の絆力を強化するための取組を支援することにより、行政では手の行き届きにくいきめ細やかな復興・被災者支援の継続的な実施を図るための支援事業を実施するもの。

なお、本事業は、国(内閣府)の「NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業」による交付金を主財源として実施するもの。

## ①復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化事業(委託事業)

復興・被災者支援を行うNPO法人等が支援者や他の復興・被災者支援を行うNPO法人等と結びつくためのマッチング・交流やNPO法人等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報の収集や提供等

(取組内容)

- ①復興・被災者支援を行うNPO法人等が支援者や他の復興・被災者支援を行うNPO法人等と結びつくための交流・情報交換会により顔の見える関係を築くことで、復興・被災者支援を継続していくために必要となる絆力の強化を図る
- ②復興・被災者支援を行うNPO等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報の収集や提供等を実施することで、復興・被災者支援を継続していくために必要となる絆力の強化を図る
- ③補助事業の効果等を把握するための受益者アンケート

(令和2年度)

契約件数: 3件  
実績額: 6, 802千円

(令和3年度)

3件実施予定

## ②NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業(補助事業)

NPO法人等が行う、復興・被災者支援の取組、他の都道府県への避難者に対する支援の取組、原子力災害に係る風評被害対策の取組及び復興・被災者支援に取り組むNPO法人等への支援に対する助成

(補助対象活動例)

- ①避難生活を送る被災者等の見守りやカウンセリング, といった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組
- ②災害復興住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等との協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組
- ④復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援の取組

(令和2年度)

応募件数: 20件  
採択件数: 20件  
実績額: 56, 882千円

(令和3年度)

応募件数: 17件(うち1件辞退)  
採択件数: 9件  
交付決定額: 27, 000千円

細やかな復興・被災者支援を継続して実施



令和3年度NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業（補助事業）一覧

○募集期間：R3.4.12～R3.5.11 ○交付決定：9件、27,000千円

事業名	事業者	事業概要	交付決定額 (千円)
1 暮らしの足をなくさない助け合い送迎事業	特定非営利活動法人移動支援Rera	被災をきっかけに免許を返納した住民、心身の健康を崩してしまった住民、住環境が変わり家族や地域の助けを求められなくなった住民に対し、住民の心に寄り添いながら、コロナ禍でも安全安心な移動手段の提供を助け合い送迎により確保し、いつまでも安心して暮らせる地域を創る。 1 移動困難な住民のための助け合い送迎活動 2 外出できない住民が豊かに暮らすための「付き添いつきお出かけ送迎」 3 住民の暮らしを支える「くらしのお手伝い」 4 地域の移動の担い手発掘	6,363
2 南三陸町(社協)との協働による心の癒しを通じた地域支え合い事業	一般社団法人みちのさき	昨年同様、南三陸町社会福祉協議会との協働のもと、感染症対策を徹底し、安心して参加を促せる各種ワークショップに取り組む。南三陸町にてワークショップ講師を育成し、町内で持続的に事業を実施できる環境を作る。また、地域住民各自が自宅にて参加でき、心の癒しや彩を得ることができる自宅での手仕事等の取組や、住民同士が支え合い、安心して生活できるコミュニティ作りのためのセキュリティサービスを地域住民とともに構築していく。 1 心の癒しワークショップを通じた担い手育成事業 2 安心して出来る暮らしの為に心を通じた地域支え合い事業	3,464
3 不登校・引きこもりの子ども・若者の居場所づくり	一般社団法人フリースペースつなぎ	震災時小中学生だった子どもが20歳を過ぎ、就労の課題が顕在化しており、年齢差やニーズを考慮した活動の仕組みが必要である。 1 「多様な学びや働き方を支える100人プロジェクト」の策定 地域の個人や団体、学校教員等幅広い層や有識者がプロジェクトに登録してもらい、登録者とともに様々な講座を行い、自己肯定感を育ててゆく。 2 フリースペース内で若者の中間就労・およびスキルアップ 3 地域の団体(NPO等)との連携、就労体験 4 雇用の創出につなげられる地域課題の発掘 若者のニーズと地域のニーズのマッチングを行う。 5 18歳以上の若者が安心して過ごせる場の設定(月1回、夜間サロンの場)	2,552
4 2021年地域のお節介文化を醸成する、持続可能な地域コミュニティ構築事業	特定非営利活動法人虹色たんぽぽ	被災者の話を聞くことで精神的な孤立から助け上げること、及び悩みと向き合う中で、高齢者や子育て世代の集まれる場をつくることで、地域の中でご近所同士が助け合う「お節介文化」を醸成することを目的とする。 1 地元住民の心のケア、育児・健康相談事業 聞き書きを通してグリーフケア、聞き書き人の養成、新生児育児相談、健康相談 2 サロン開催・地域コミュニティ形成事業 看護師・助産師が参加する「保健室」という名の講座やお料理教室等イベントを通してコミュニティ形成、心と体のケア 3 広報活動 FMラジオによる健康情報や聞き書き事業の発信	1,618
5 教育力向上による若年人口流出防止と復興人材育成事業	特定非営利活動法人キッズドア	南三陸町では高齢化や人口減少によって地域で活動してきた社会教育団体の活動が縮小傾向にあり、町内の教育力は低減してきている。教育力の向上という共通の目的の下で住民どうしが繋がり、学校や行政・NPOが協働することで従来の繋がりだけではない南三陸町のコミュニティ維持に寄与する。 1 オンライン学習会の開催(対象:中学3年生) 2 土曜学習会「タダゼミ南三陸」の開催(対象:中学3年生) 3 無料英語学習会「English-Drive南三陸」の開催(対象:中学1～2年生) 4 保護者ガイダンス	1,574
6 働きたい女性と地域社会とのつながりを作る、コミュニティ形成支援及び仕事創出事業	特定非営利活動法人応援のしっぽ	働きたい女性の継続できる仕事を作り、その女性たちのコミュニティが地域コミュニティ形成支援に携わることで、お互いに活性化していくことを目的とし、以下の事業を行う。 1 制作者コミュニティの形成支援 2 制作者コミュニティの技術講習会開催などによる技術レベルアップ 3 仕事創出と受注体制の構築 4 復興公営住宅ワークショップ開催による自治会コミュニティ形成支援 5 外部支援組織との交流によるコミュニティ活性化と継続化	2,616
7 子ども支援団体・機関の絆力を強化し、“ONE TEAM”で県全域の子どもを元気にする取組	一般社団法人プレーワーカーズ	被災により家庭環境が変化しストレスを抱える子どもたちの心のケアを行う。また、事業を継続して行うために各地区の子ども・子育て支援団体とのネットワークを構築し、ノウハウの共有に取り組む。 1 避難してきた子どもと親子の心のケアを目的とした拠点運営 2 子ども・親子の支援をしている団体へのインタビュー調査・冊子づくり 3 子ども・子育て学習会・座談会開催 4 「絆力を育む地域コミュニティづくり」シンポジウムの開催	5,104

	事業名	事業者	事業概要	交付決定額 (千円)
8	若林区の地域おこしに向けた農業と農村コミュニティ再生事業	一般社団法人ReRoots	<p>1 ReRootsファームを通じた学生の農業への関心育成と農村塾作り 被災により高齢化が進行する地域にとって、後継者不足が大きな課題となっていることから、ReRootsファーム(今年で10年目)は、学生が農業に触れる機会を創出し、被災農家の指導を受けながら野菜作りを行う。</p> <p>2 食と農を通じたグリーンツーリズム(おいもプロジェクト) 地域の農村や住民が主体的に運営に関わり、さつまいもの苗植え・収穫・販売体験を年3回のイベントで行う。過疎化する地域に人を呼び込み活性化させようという主体性を引き出し、住民主体の地域づくりを進める。</p> <p>3 わらアートでの農村への往来作りと文化継承を通じたコミュニティ形成 地域の稲わらを用いて恐竜などのオブジェを制作する。展示イベントにおいて地域の農家などの加工品販売等により多くの来場者を獲得する。</p>	2,069
9	地域を支える復興支援団体の継続的成長を引き出すファンドレイジング力向上プログラム	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	<p>宮城県内で活動する復興支援団体が、組織・事業・財源の継続的な成長・発展を自らドライブし、今後も現場で必要な支援を継続できるような知識やスキル(ファンドレイジング力)を向上させることを目的とし、調査・研修・交流会・勉強会を行う。</p> <p>1 調査:組織運営上・財務上の課題を明らかにするため、定量的・定性的な調査を実施。調査の結果は検収の内容に生かすほか、対外的な発信等に生かす。</p> <p>2 研修:組織・事業・財源を継続的に成長させるための知識・スキル・考え方を身につける</p> <p>3 交流会・勉強会:研修のフォローアップと資金調達や財源に関する事例共有を目的とした交流会・勉強会を開催する。</p>	1,640



令和3年7月末日時点  
環境生活部共同参画社会推進課

## 事業概要

東日本大震災の被災地では、応急仮設住宅等での避難生活が長期化するとともに、災害公営住宅等でのコミュニティ形成が十分にはなされていない状況において、被災者の心身のケアや孤立防止が重要となっていることに対応し、被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、被災者が、他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することを支援するほか、コミュニティ形成と一体となった被災者の心身のケア等の取組の促進を図るもの。

なお、本事業は、国(復興庁)の「被災者支援総合交付金」による交付金を主財源として実施するもの。

## 心の復興支援事業(補助事業)

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、生きがいづくり事業

## (取組内容)

- ①避難先の応急仮設住宅の近隣の休耕地などで農作業を行い、収穫物で避難先の地域住民との交流会を実施。
- ②震災前に漁業に従事していた避難者の経験を活かし、子どもや県外からの観光客の船上漁業体験の機会を提供。
- ③伝統芸能の継承のための活動を実施。
- ④まちづくりのイメージを作成するワークショップを実施。
- ⑤被災者による手作りグッズの製作等の実施。
- ⑥震災の記憶を風化させないため、被災地内外から幅広い世代の参画を得て、被災地の現状等について理解を得るための交流の機会を創出。
- ⑦被災地の若者が中核となって、地域の将来を見据えた地域活性化イベントを企画・実施。
- ⑧災害公営住宅自治会や町内会と連携し、参加者も演奏・歌唱をおこなう体験型交流コンサートの実施。
- ⑨外部講師を招き、被災地域の子どもたちと一緒にオリジナルミュージカルを制作。稽古を積み、地域交流イベント等において披露。

## (平成30年度)

応募件数: 25件(うち1件辞退)  
採択件数: 18件  
実績額: 34,542千円

## (令和元年度)

応募件数: 26件(うち1件辞退)  
採択件数: 16件  
交付決定額: 33,028千円

## (令和2年度)

応募件数: 16件  
採択件数: 16件  
交付決定額: 25,736千円



## 宮城県の民間非営利活動を促進するための条例

平成10年12月15日

宮城県条例第36号

私たちの宮城は、民間人による社会貢献活動の長い歴史を持っている。

私たちの先達は、このようなふるさと宮城を愛し、私たちが暮らしを営む場としてこの地をこれまででぐくんできた。しかしながら、時代の変化に伴い、今日の社会が抱える問題は複雑・多岐にわたってきている。さらに、人々の価値観は多様化し、行政や企業を中心とした従来の社会システムだけでは限界が出はじめており、問題の解決は困難になってきた。一方、社会が抱える問題に自ら積極的に取り組んでいこうとする市民の様々な活動が増えてきている。県内においても、地域の抱えている問題に、柔軟な発想で自発的かつ主体的に多彩な取組みを展開し、多様な社会的サービスの提供を行っている県民や団体が多数存在している。

私たちは、民間非営利活動団体(NPO)等によるこのような活動が、これからの新しい社会をつくる上での大きな原動力の一つとなることを期待する。そして、社会全体がこの自発的な活動を支え、促進し、県民と行政、企業がそれぞれの社会的な意義と役割を尊重しながら対等な立場でパートナーシップを構築するとともに、互いに連携し、協働していくことが大切である。このことが、市民の参画による行政を推進し、二十一世紀へ向けての市民社会創造の第一歩となり、民主主義のさらなる発展に大きく寄与すると考えるものである。

私たちは、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の施行に当たり、県民の自発的な活動の意義を再確認し、その健全な発展を促進することにより、ここ宮城に、県民一人ひとりが個性豊かに暮らせるような、活力と多様性のある地域社会の実現を目指すことを決意し、ここに宮城県の民間非営利活動を促進するための条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、宮城県における民間非営利活動の健全な発展を促進するための基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、企業及び民間非営利活動団体の責務等を明らかにするとともに、民間非営利活動の促進に関する施策の基本的な事項等を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって県民生活の向上と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、「民間非営利活動」とは、営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動をいう。

2 この条例において、「民間非営利活動団体」とは、継続的に民間非営利活動を行う団体をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- 二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- 三 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(基本理念)

**第3条** 民間非営利活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われ、その自主性及び自律性が尊重され、かつ、公共の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、民間非営利活動の促進に関する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市町村の役割)

**第5条** 市町村は、基本理念に基づき、当該市町村の区域の実情に応じた民間非営利活動の促進に関する施策を策定し、これを実施するよう努めるものとする。

(県民の理解)

**第6条** 県民は、基本理念に基づき、民間非営利活動に関する理解を深めるよう努めるものとする。

(企業の理解)

**第7条** 企業は、基本理念に基づき、民間非営利活動に関する理解を深め、その活動の促進に努めるものとする。

(民間非営利活動団体の責務)

**第8条** 民間非営利活動団体は、基本理念に基づき民間非営利活動を行い、その活動に関する情報を公開することにより、民間非営利活動への理解の形成に努めるものとする。

(基本計画の策定)

**第9条** 知事は、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、民間非営利活動の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 民間非営利活動を総合的に促進するための中核機能拠点及び地域活動拠点の整備に関する事項

二 民間非営利活動の円滑な実施を促進するための情報の収集及び提供、交流並びにネットワークづくりに関する事項

三 民間非営利活動に関する専門的及び技術的研修等による人材の育成に関する事項

四 民間非営利活動を資金的に支える仕組みの整備に関する事項

五 主として民間非営利活動への各種支援を行う民間非営利活動団体の育成及び活動促進に関する事項

六 民間非営利活動の促進に関して必要な調査研究及びその成果の普及に関する事項

七 民間非営利活動についての広報及び啓発に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、民間非営利活動の促進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の実施)

**第10条** 県は、基本計画に基づき、民間非営利活動を促進するための必要な施策を講ずるものとする。

(税制上の措置)

**第11条** 県は、民間非営利活動を促進するため、税制上の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

**第12条** 県は、民間非営利活動の促進に関する施策を総合的に調整し、かつ、効果的に実施するための推進体制の整備を図るものとする。

(民間非営利活動団体との連携協力)

**第13条** 県は、民間非営利活動の促進に関する施策について、民間非営利活動団体と互いに連携協力し、パートナーシップを構築するよう努めるものとする。

(市町村等との連携協力)

**第14条** 県は、民間非営利活動を促進するために実施する施策について、市町村と互いに連携協力するよう努めるものとする。

2 県は、民間非営利活動を促進するため、国及び他の都道府県と広域的な連携協力を図るよう努めるものとする。

(企業及び関係団体との連携協力)

**第15条** 県は、民間非営利活動を促進するため、企業及び関係団体と連携協力を図るよう努めるものとする。

(促進委員会の設置等)

**第16条** 県は、民間非営利活動を促進するため、宮城県民間非営利活動促進委員会(以下「促進委員会」という。)を設置する。

2 促進委員会は、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項を調査し、審議し、知事に意見を述べることができるものとし、知事は、促進委員会の意見を尊重するものとする。

3 促進委員会は、委員十五人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者及び民間非営利活動関係者等のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 促進委員会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

6 会長は、会務を総理し、促進委員会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 促進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(促進委員会の部会)

**第17条** 促進委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 促進委員会に、部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、七人以内とし、会長が指名する。

5 部会委員の任期は、二年を超えない範囲内で知事が定める期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前条第五項から第八項までの規定は、部会について準用する。

7 促進委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって促進委員会の議決とすることができる。

(促進委員会の運営に関する事項)

**第18条** 前二条に定めるもののほか、促進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が促進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県民間非営利活動促進委員会の委員	出席1回につき 11,700円	8 級
--------------------	-----------------	-----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県民間非営利活動促進委員会の委員の項中「の委員」の下に「及び部会委員」を加える。

## 宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号）第16条第1項の規定に基づく「宮城県民間非営利活動促進委員会」（以下「促進委員会」という。）運営、及び同条例第17条第1項の規定に基づく「部会」設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 促進委員会は、次に掲げる民間非営利活動の促進に関する基本的事項について調査、審議し、その内容について知事に意見を述べるものとする。

- ① 民間非営利活動の促進に関する基本計画に関すること
- ② 民間非営利活動の促進に関する施策に関すること。
- ③ 民間非営利活動団体、市町村、企業及び関係団体等との連携協力に関すること。
- ④ その他民間非営利活動の促進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 促進委員会は、委員15人以内で組織し、委員は、学識経験を有する者及び民間非営利活動関係者等のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 促進委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理し、促進委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 促進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 促進委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 促進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、促進委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会の設置)

第5条 促進委員会に県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業に関する事項（以下「部会所掌事項」という）を調査審議するため、拠点部会を設置する。

### (部会の組織)

第6条 部会委員は、部会所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 部会に属すべき委員及び部会委員は、七人以内とし、会長が指名する。
- 3 部会委員の任期は、二年を超えない範囲内で知事が定める期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第3条第3項から第5項まで及び第4条第1項から第4項の規定は、部会について準用する。

(部会の議決事項)

第7条 部会所掌事項のうち次の事項については、拠点部会の議決をもって促進委員会の議決とするものとする。

- 一 県有遊休施設の貸付候補団体の選定
- 二 借受団体の事業実績の評価

(促進委員会への報告)

第8条 部会における調査審議の結果は、促進委員会に部会長が報告するものとする。

(会議の公開)

第9条 促進委員会の及び部会の会議は、原則として公開により行うものとする。但し、当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 促進委員会の庶務は、環境生活部NPO活動促進室において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、促進委員会の運営に関し必要な事項は会長が促進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月26日から施行する。



令和2年11月2日  
令和2年度宮城県民間非営利活動促進委員会決定第1号

Web会議システムを利用した会議への出席について

(Web会議システム利用の可否)

第1 会長が必要と認めるときは、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

(出席の取扱い)

第2 Web会議システムによる出席は、宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱第4条第2項から第4項に規定する出席として取り扱うものとする。ただし、Web会議システムの利用においては原則的に映像及び音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる環境を整えることとする。

(退席の取扱い)

第3 Web会議システムの利用において、映像及び音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、映像及び音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

(Web会議に出席する場合に確保すべき環境)

第4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(会議の非公開に関する取扱い)

第5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

(その他)

第6 宮城県民間非営利活動促進委員会運営要綱第5条により置かれた拠点部会のWeb会議システムを利用した会議への出席については、第1から第5までの規定を準用する。